

South China - Asia Business Report

Vol. 63
J u n e
2017

華南・アジア ビジネスレポート

CONTENTS

Briefs & Editorial

Topics

アジア投資マインド回復も対米通商警戒の日系製造業 3 ～2017年2月アジアビジネスアンケート調査結果から～	3
中国返還 20 周年を迎える香港	7
重慶市概況と日系企業進出の可能性	12

Regional Business

Vietnam

ベトナムにおける会計制度の主な特徴	16
-------------------------	----

Indonesia

インドネシア新移転価格文書規制	21
-----------------------	----

India インドビジネス最新情報 [25]

一般的租税回避否認規定および 「実質的な経営の場所」の概念の導入	28
---	----

China 解説・中国ビジネス法務[26]

民事執行における財産調査の最新状況..... ～最高人民法院の新司法解釈を中心に～	32
--	----

China

企業簡易抹消登記改革に関する分析	38
------------------------	----

Hong Kong

香港私的有限会社の閉鎖オプション	42
------------------------	----

Macro Economy

アジア経済情報:台湾	45
------------------	----

Briefs

Topics

アジア投資マインド回復も対米通商警戒の日系製造業**～2017年2月アジアビジネスアンケート調査結果から～**

今年2月に実施した、みずほ総合研究所のアジアビジネスアンケート集計結果をもとに、日系企業の動向を考察する。日本の製造業のアジア拠点における今後2～3年の取り組みトレンドは、いずれの拠点においても「新規拠点を設け現地体制を強化」の回答率が上昇するなど、対アジア投資マインドに回復傾向が見られた。収益満足度では中国拠点の改善ぶりが目立つ。

今後最も力を入れていく予定の地域としては、今回調査でも ASEAN が首位を堅持したものの、2位の中国、3位の NIEs も含め回答率は低下した。米トランプ政権が TPP 離脱を表明したことなどによるベトナムの回答率低下が ASEAN 全体を押し下げたとみられるほか、米保護主義リスクが対米貿易黒字の大きい中国・NIEs の回答率の重しとなったようだ。

**中国返還 20 周年を迎える香港**

1997年7月1日の中国返還から間もなく20年を迎える、香港経済の現状と展望を概観する。

過去10年間の香港経済を振り返ると、実質 GDP 成長率は2009年に世界金融危機の影響でマイナスに陥った以外はプラスで推移し、10年間の年平均は+3%となった。一方、ビジネスハブとしての優位性といった面では周辺国・地域の追い上げを受けて相対的に競争力が弱まっているという見方もある。ここでは香港の主要産業とされる金融、貿易などの産業動向や、ビジネスハブとしての国際競争力の現状や見通しについて考察する。

重慶市概況と日系企業進出の可能性

中国政府の最重要政策である一帯一路構想が本格化するとともに、中国内陸部最大の都市である重慶市が注目を集めている。中国全体の経済成長が減速傾向にある中、同市は十数年来にわたり域内総生産 (GDP) 二桁成長を維持し、2016年は全国の主要都市で最高の成長率となった。17年4月には自由貿易試験区の一つが同市でも正式に稼働し、一帯一路構想の「起点都市」として、重要な役割を果たすことが期待されている。重慶市当局へのヒアリングを基に、同市の掲げる全体政策と現状を紹介するとともに、日系企業進出の可能性を探る。

Regional Business

[Vietnam] ベトナムにおける会計制度の主な特徴

ベトナム現地法人が作成する財務諸表は、当地の会計基準・規制 (VAS) に基づいている。一方、VAS は公正価値および減損会計に関し国際会計基準や日本

などの国際的な会計基準から大きく乖離している。また、ベトナムでは法や通達が頻繁に改定され、その都度、会計制度が大きく影響を受けるため、ベトナム子会社を日本の親会社の連結に取り込む際には、会計基準差の影響を十分に検討する必要がある。ここでは、ベトナムにおける会計制度の主な特徴について紹介する。

[Indonesia] インドネシア新移転価格文書規制

租税回避の防止を目的に国際課税の観点から取りまとめられたルール、BEPS 行動計画 13 に基づき、インドネシアで 2016 年 12 月 30 日に発効した新たな規制、PMK213 について解説する。当該規制により、移転価格文書化義務が明確に規定された半面、突然の発表であったこと、また規制の内容に曖昧な部分もあり、税務上の不透明性が増している。実務上の対応においても未だ混乱が残っているが、納税者側としては①文書化義務の基準に該当するか否か、作成すべき文書は何か、②移転価格リスクの把握、③文書化対応の現実的なスケジュールと優先事項——を検討し、対応方法を考えていく必要がある。

[India] インドビジネス最新情報[25] 一般的租税回避否認規定および「実質的な経営の場所」の概念の導入

インドで 2017 年 4 月より発効した「General Anti-Avoidance Rule」(一般的租税回避否認規定)により、容認できない租税回避行為が認められた場合、当局はその便益を否定できることになった。また、同じく4月からインド所得税法における居住者に該当する企業の範囲が変更された。この「実質的な経営の場所」の概念の導入は、インドにおいて実質的に支配および管理が行われているにも関わらず、インド国外に収益をためておくために存在する会社に対して課税することを目的としている。2つの規定の概要を紹介する。

[China] 解説・中国ビジネス法務 [26] 民事執行における財産調査の最新状況～最高人民法院の新司法解釈を中心に～

中国において債権者が裁判により確定判決を得たにもかかわらず、債務者の財産を把握することができず、強制執行による債権の回収を実現できない問題を解決するため、最高人民法院は今年1月25日、執行難の主要な原因である被執行人の財産調査の困難性を改善するための各種施策を盛り込んだ司法解釈「民事執行における財産調査に関する若干問題についての規定」を公布し、5月1日から施行した。本稿

では、新たな規定の内容を紹介するとともに、民事執行における債務者の財産調査の最新の状況を概観する。

[China] 企業簡易抹消登記改革に関する分析

中国市場からの撤退にあたり、登記抹消手続きの簡便化を図る「企業の簡易抹消登記改革の全面的な推進に関する指導意見」が3月1日から全国で施行された。従前の一般抹消登記手順は比較的複雑かつ時間もコストもかかるものであったため、今般指導意見に当てはまる企業については、簡易抹消登記を活用した速やかかつ低コストな撤退の実現が期待される。従前の一般抹消登記手順の概要および簡易抹消登記制度の主な内容、指導意見による改革のポイントと意義などについて解説する。

[Hong Kong] 香港私的有限会社の閉鎖オプション

香港現地法人の閉鎖に当たっては、株主による任意清算と登記抹消申請の2つの方法がある。一般的には、登記抹消の方が手続きがシンプルで費用が安く、かつ所要期間も短いとされ、件数ベースでも任意清算を大きく上回っている。しかし、それぞれ有利・不利な点があるため、個々の企業の状況により最適な方法は異なる。2つの方法による閉鎖までの手続きの流れと留意点を確認する。

Macro Economy**アジア経済情報：台湾**

2016年4Qの実質GDP成長率は前期比年率+1.8%と、前期の同+4.0%から低下したものの、財貨・サービス輸出が一段と加速したほか、個人消費の持ち直しを受け、景気の実態は良好であったもようだ。17年前半は輸出の伸びが鈍化するとみられることから、景気回復のペースが落ちると考えられる。しかし、17年からは再び輸出主導で経済は回復の勢いを取り戻し、18年も緩やかな景気回復基調が続くだろう。17年の実質GDP成長率は前年比+2.3%、18年は同+2.6%と予測する。



アジア投資マインド回復も 対米通商警戒の日系製造業

～2017年2月アジアビジネスアンケート調査結果から～

酒向浩二 みずほ総合研究所アジア調査部

みずほ総合研究所では1999年度以降、会員企業を対象として、「アジアビジネスに関するアンケート調査」を毎年度実施している。本稿は、2016年度調査(17年2月実施、みずほ総合研究所の会員企業のうち資本金1,000万円以上の日本国内の製造業4,403社に調査票を発送し、1,121社から有効回答)を前回の15年度調査と比較してまとめたものである。

アジアへの新規投資意欲が回復

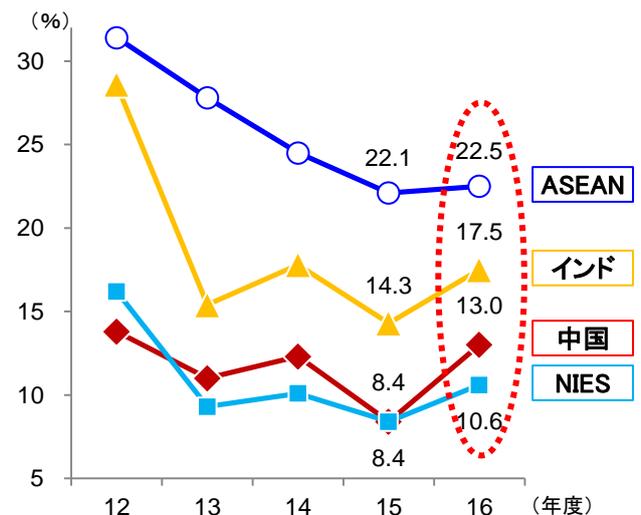
今回の調査結果では、まず、今後2～3年で取り組みを検討している項目のうち、「新拠点を設け現地体制を増強する」との回答率が、中国、ASEAN、NIEs、インドの4地域すべてにおいて上昇した点が第1のポイントである。中国では2年ぶり、ASEANでは4年ぶりに回答率が上向いたことになり、アジアの景気底打ちや日本企業の業績回復を受けて、新規投資のマインドもまた回復に転じている様子がうかがえる(図表1)。

また、中国、ASEAN、インドでは「ライン合理化等による現地体制の増強」、NIEsでは「調達先・販売先の見直しによる現地体制の増強」の回答率が最も高く、既存拠点の経営基盤を固めることが引き続き優先的な課題になっていると見られる。

中国の収益満足度が上昇

第2のポイントは、中国拠点の収益満足度の改

【図表1】「新拠点を設け現地体制を増強」の回答率推移



(資料)みずほ総合研究所「アジアビジネスに関するアンケート調査」。
以下、同。

善である。16年度の収益満足度DI¹をみると、中国、ASEAN、NIEs、インドのDIはいずれもマイナス圏にとどまり、全体的に厳しさが払拭されていない状況にあることは否めない。ただし中国のDIだけは前回から改善している。時系列でも、日中関係が悪化した12年度を底に緩やかな改善傾向が続い

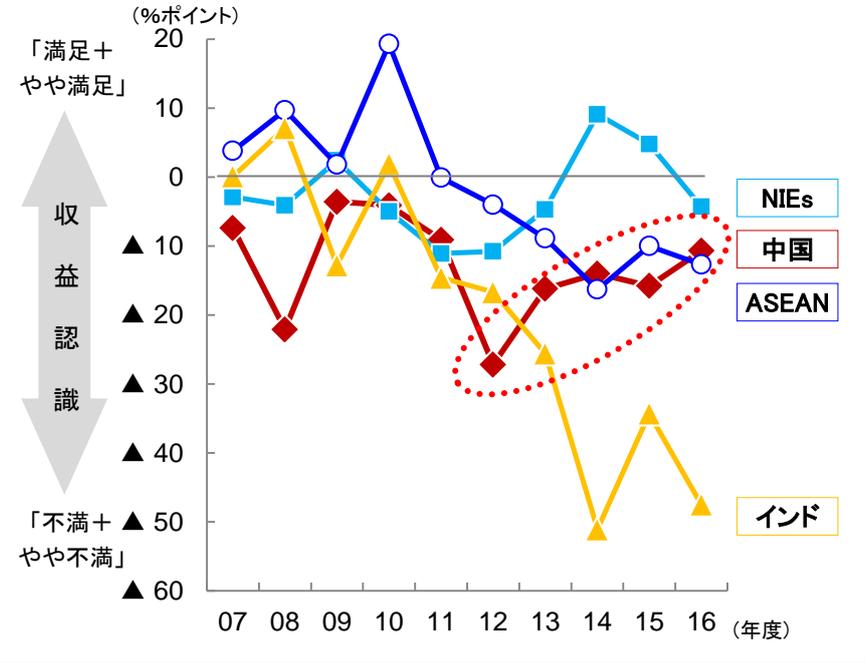
¹ 収益満足度DI=(「満足」+「やや満足」)から(「やや不満」+「不満」)を差し引いて算出。

ていることが見て取れる(図表2)。

中国拠点の収益満足度の改善は中国経済の底打ちに拠るところが大きいとみられ、実際に中国の景気は16年下期に持ち直している²。また17年秋には5年ぶりの共産党大会が控えていることもあり、財政支出拡大による景気底上げも期待される。ただし、過熱気味の不動産市場への対応のための金融引き締めや、米国との貿易摩擦の顕在化などの

リスクが景気に及ぼす影響には、一定の留意が必要であろう。

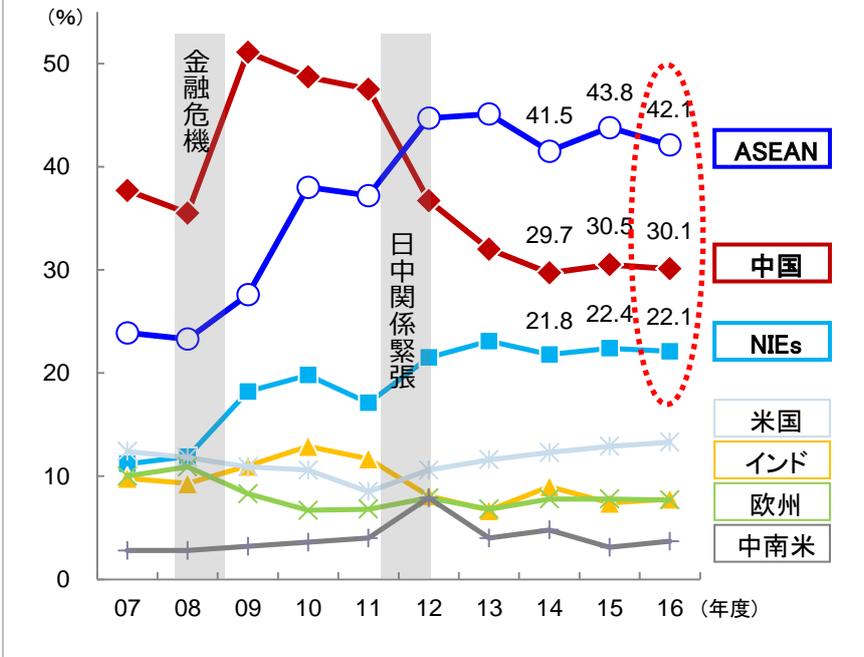
【図表2】拠点別にみた日本企業の収益満足度 DI(時系列)



今後の最注力先は ASEAN で不変だが、回答率は やや低下

今後最も力を入れていく予定の地域としては、今

【図表3】日本企業の「今後最も力を入れていく予定の地域」(複数回答)



回の調査でも ASEAN が首位を堅持し、2位が中国、3位が NIEs の順であった。しかし ASEAN、中国、NIEs のいずれも回答率が低下したのが第3のポイントである(図表3)。

ASEAN の中で国別にみて回答率低下が目立ったのはベトナムである(次頁図表4)。前回調査では16年2月の環太平洋経済連携協定(TPP)署名に伴い、TPP 域内で最も労働コストの安いベトナムへの期待が高まった。しかし17年1月に

² 実質 GDP 成長率は、2016年1~3月期+6.7%、4~6月期+6.7%、7~9月期+6.7%、10~12月期+6.8%。

米トランプ政権が発足し、TPP 離脱を表明したこと

で TPP 発効の目処が立たなくなったことが、今回調査でベトナムの回答率低下の一因となったと考えられる。対米貿易黒字が大きい中国、NIEs の回答率低下も米国の保護主義リスクが重しとなった可能性がある。

一方で、ASEAN の人口・名目 GDP の約4割を占めるインドネシアの回答率は 2.4%ポイント上昇しており、ASEAN の市場開拓への意欲は強い。また、カンボジア、ラオス、ミャンマーの回答率はまだ低いものの、いずれも上昇しており、新たな輸出拠点および市場として関心が高まっている様子がうかがえた。

トランプ政権発足の影響

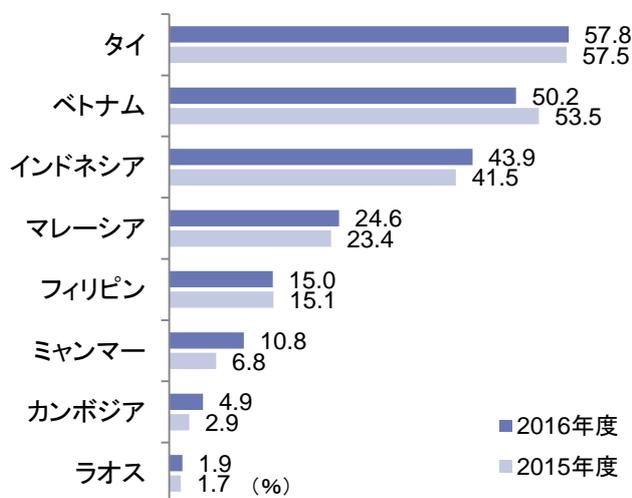
前述の通り日本企業はアジアでの投資マインドを回復させつつあるが、米トランプ政権発足がアジアビジネスに悪影響を及ぼすことを懸念していることが第4のポイントである。

「何らかのアジアビジネス」³を行っているとした企業に対して、トランプ政権発足がアジアビジネスに与え得る影響を質問したところ、「アジア通貨の対ドル為替の変動」が 65.8%で1位となったが、「アジアと米国の通商摩擦の顕在化」(39.3%、回答率2位)や、「アジアから対米輸出の減少」(28.2%、同3位)を懸念する企業も少なくなかった。

ただし、トランプ政権の発足などの世界的な不確実性のアジア事業への影響については、「特に影響はない」が 62.1%で1位となった。アンケートを実施した17年2月は、上述の諸リスクが顕在化してい

³ アンケートでは、「アジアビジネスを一切行っていない」という回答項目を設け、100-「アジアビジネスを一切行っていない」=「何らかのアジアビジネスを行っている」とした。

【図表4】今後最も力を入れていく予定の地域の ASEAN の内訳(複数回答)



なかった段階といえるが、今後、米国の動向がアジアビジネスに及ぼす影響については、慎重に見極めるべき情勢が続くことになりそうだ。

おわりに

最後に、今回のアジアビジネスアンケート結果を踏まえて、2017 年度の日本企業のアジアビジネスの方向性について考えてみたい。

1つ目は、日本企業の対アジア投資は、緩やかに再開されると期待される点である。

みずほ総合研究所では、17年はITサイクルの改善および中国の在庫調整の進展が持続し、18年にかけてアジアの景気は徐々に持ち直すと予想しており、新規投資を検討する余地が生まれることになりそうだ。今回調査では、アジア拠点の収益満足度は全体的には、「ライン合理化」や「調達先・販売先の見直しによる現地体制の増強」を優先する状況が続いている傾向が見られたものの、中国、ASEAN、NIEs、インドのいずれの地域においても「新拠点を設け現地体制を増強」の回答率が高ま

る結果となったことはその証左であろう。日本企業にとって 17 年度は、既存アジア拠点の足腰を固めつつも、攻めに転じる機運が高まる転機の 1 年となりそうだ。

2 つ目は、中国拠点主導で、日本企業のアジア拠点の収益改善が見込まれる点である。

当研究所では中国経済について、17 年から 18 年にかけて生産抑制による生産・在庫バランスの改善や、インフラ投資や減税などの財政による下支えがプラス要因となり、安定的に推移するとみている。今回調査では中国拠点の収益満足度の上昇から、堅調な景気が追い風となっている様子が見えがえしたが、今後、幅広い業種で景気回復が続くことが期待されよう。自動車販売奨励策の終息や不動産高騰などに伴う金融引き締めリスクは残存するものの、中国がけん引役となってアジア拠点全体の収益満足度の向上につながることは期待できそうだ。

3 つ目は、アジアと米国の通商摩擦が、今後のアジアビジネスに影響を与え得る点である。

回復基調のアジア経済だが、米国におけるトランプ政権の動向が、アジアビジネスの売上や拠点収益向上に対する逆風となり得る点には留意が必要だろう。トランプ政権は既に TPP からの離脱を表明し、米国内の雇用創出を重視するとともに、雇用流出の一因として対米貿易黒字国に対しては厳しい姿勢をみせている。中国を筆頭にアジア諸国のほとんどは対米貿易黒字を抱えており、今回調査においても日本企業が米国とアジア諸国の通商摩擦やアジア通貨の対ドル為替の変動などを懸念している様子が見えがえした。17 年 4 月に米国で行われ

たトランプ大統領と習近平国家主席のトップ会談では対話重視の姿勢を世界に示したものの、通商摩擦の具体的な解決策は示されておらず、摩擦懸念はくすぶることになりそう。今後もアジアビジネスに取り組む日本企業が米国の一挙手一投足を注視する状況は続くことになりそう。

※本稿は酒向浩二「アジア投資マインド回復も対米通商警戒の日系製造業～2017 年 2 月アジアビジネスアンケート調査結果～」(みずほ総合研究所『みずほレポート』2017 年 5 月 2 日)の抜粋、転載です。全文は以下 URL をご参照ください。

<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/report/report17-0502.pdf>



中国返還 20 周年を迎える香港

高田 由利香 みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

香港は 2017 年 7 月 1 日、中国返還から満 20 周年という節目を迎える。過去 10 年間の香港経済を振り返ると、実質 GDP 成長率は 09 年に世界金融危機の影響でマイナスに陥った以外はプラスで推移し、10 年間の年平均が +3% と相応の実績を記録した。一方、ビジネスハブとしての優位性といった面では周辺国・地域の追い上げを受けて相対的に競争力が弱まっているという見方もある。本稿では香港 4 大コア産業とされている金融、貿易などの産業動向や、ビジネスハブとしての国際競争力の現状や見通しについて検討する。

1. 香港経済の回顧

1.1. 個人消費がけん引役

直近 10 年間となる 2007～16 年の実質 GDP 成長率の推移を振り返ると、世界金融危機の影響で 09 年に▲2.5% のマイナス成長となった以外は、比較的安定したプラス成長が持続した。ただし、10 年間の成長率を単純平均すると年あたり +3.0% となり、その前の 97～06 年の平均 +3.8% に比べペー

スは鈍化している(図表 1)。97～06 年には成長率が 7～8% 台に達する年もあったが、07～16 年は最高でも 6% 台であった。

07～16 年の実質 GDP 成長率に対する各需要項目の寄与度を単純平均すると、個人消費の値が最も高く、これに設備・建設投資などの総固定資本形成が続いた(次頁図表 2)。97～06 年の寄与度を平均すると純輸出が高かったのに比べ、直近 10 年は個人消費や投資などの内需がけん引する構造に変

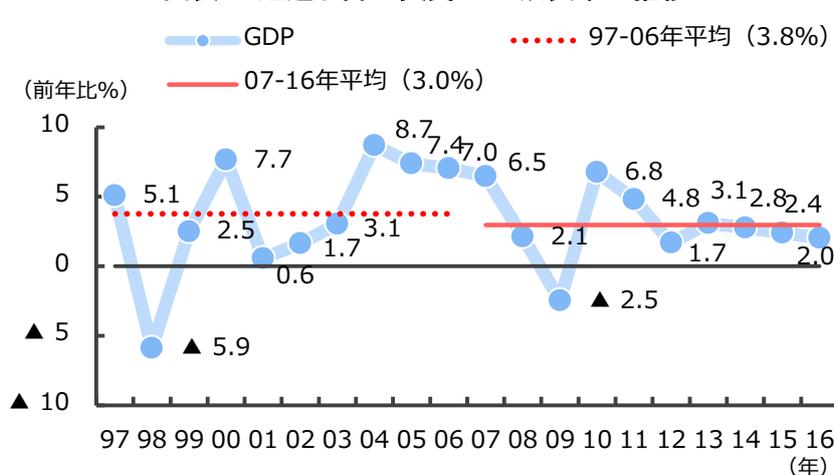
化していることがうかがえる。

1.2. 支柱産業は金融サービス

産業別にみた経済のけん引役は、いずれの分野であろうか。

香港政府は金融サービス、観光、貿易・物流、専門・商事サービスを香港の 4 大産業と定め、モニタリングしている。

図表 1 返還以降の実質 GDP 成長率の推移



(資料) 香港政府統計処、CEIC

最新統計¹⁾によると15年の名目GDP 2.3兆香港ドル(以下、ドル)のうち、4大産業は57.2%と半分以上の割合を占め、雇用面でも就業者総数378万人のうち47.1%と半分弱を占める。

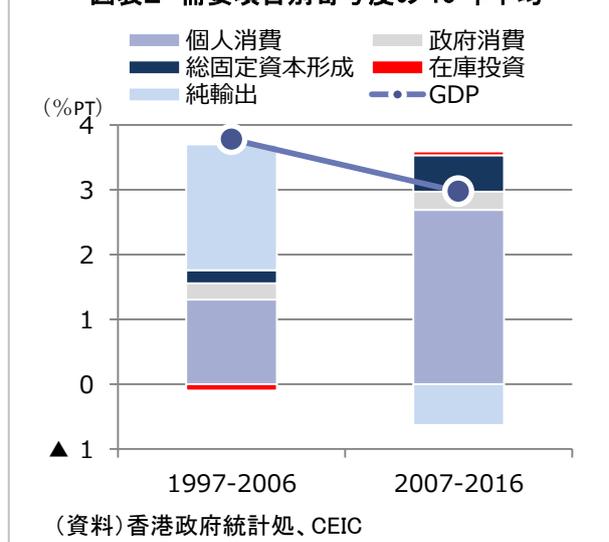
4大産業のうち名目GDPが最も大きいのは貿易・物流であるが、05～15年の年平均変化率は+2.8%と全体平均+5.4%を下回り、4大産業のなかで最も低かった。この結果、名目GDP全体に占める貿易・物流の割合も、05年の28.5%から、15年には22.3%まで縮小している。

貿易・物流は就業者数でも4大産業のなかで最多であるが、05～15年の年平均変化率は▲0.9%と全体平均+1.2%を下回り、減少している。05年時点では、全体に占める割合が24.4%と、4人に1人が同分野で就業していたのに対し、15年には19.8%と5人に1人まで低下している。このように、貿易・物流は名目GDP、就業者数とも最大割合を占めるものの、約10年間で経済規模の拡大ペースは鈍化し、就業者数も縮小するなど、経済への貢献度が低下したといえる。

これに対して金融サービスは、同期間の名目GDPの年平均変化率が+8.0%と、全体平均+5.4%を大きく上回った。この結果、05年には名目GDPが約1,900億ドルで全体の13.8%を占めていたが、15年には同約4,100億ドルに増加し、全体に占める割合は17.6%まで拡大した。就業者数では、05年には約18万人で全体に占める割合が5.4%、15年には約26万人で同6.5%と拡大はしているものの、4大産業のなかでは最低であり、雇用吸収

¹⁾ Census and Statistics Department, Hong Kong Special Administrative Region, 'The Four Key Industries and Other Selected Industries in the Hong Kong Economy', "Hong Kong Monthly Digest of Statistics May 2017"

図表2 需要項目別寄与度の10年平均



力が高いとは言えない。しかし、金融サービスの15年の1人あたり名目GDPは約167万ドルと、貿易・物流の同69万ドルの倍以上あるなど4大産業のなかで生産性は突出している。

観光は、05～15年の年平均変化率が名目GDPで+10.1%、就業者数でも+4.6%と、4大産業のなかで最も高い水準となった。背景には同期間における中国本土を中心とする旅行者数の大幅な増加が挙げられる。インバウンド旅行者数は05年の約2,300万人から、14年のピークには約6,100万人に膨張し、香港の小売業にとどまらず、交通インフラなどにも影響を与えている。

しかしながら、15年の名目GDP全体に占める観光の割合は5%と4大産業のなかでは最小で、就業者全体に占める割合も7%と、高くはない。1人あたり名目GDPでも、05年の30万ドルから15年には44万ドルに増加しているが、4大産業のなかでは最低水準にとどまっている。こうしたことから、観光は過去10年間で最も成長の著しい産業であるが、経済全体への寄与度や影響力という点では、なお限定的であろう。

以上をまとめると、過去約 10 年間における香港経済の産業構造は、貿易・物流セクターが GDP の規模、就業者の数ともに最大シェアを維持したものの、そのプレゼンスは徐々に後退した。これに対して金融セクターは、GDP が貿易・物流に迫る規模に成長し、支柱産業として順調な成長を遂げてきたと言える。

2. ビジネスハブとしての香港の国際競争力

香港の経済基盤が外需から内需、貿易・物流から金融サービスへと重心をシフトさせてきたなかで、物流や金融ハブとしての香港の国際競争力に変化はみられるのであろうか。国際比較指標などを参照しながら検討してみたい。

2.1. 物流ハブ

物流機能のうち、空運貨物については香港国際空港が世界首位の地位を維持している(図表3)。しかし、海運貨物を扱う港湾については、プレゼンスの低下が見受けられる。世界コンテナ取扱ランキングの推移をみると、香港は 04 年まで首位を誇ったが、05 年にシンガポールに抜かれ2位、07 年には3位と徐々に順位を落とし、16 年には世界5位ま

図表3 空運カーゴ取扱ランキング(2016年)

順位	空港名	取扱量 (万トン)	前年比 (%)
1	香港 (HKG)	462	3.5
2	メンフィス (MEM)	432	0.7
3	上海浦東 (PVG)	344	5
4	仁川 (ICN)	271	4.6
5	ドバイ (DXB)	259	3.5
6	アンカレッジ (ANC)	254	▲3.4
7	ルイビル (SDF)	244	3.7
8	東京成田 (NRT)	217	2
9	パリ (CDG)	214	2.1
10	フランクフルト (FRA)	211	1.8

(資料) Cargo Facts, Airports Council International

で後退している(図表4)。

16年のランキングをみると、トップ10のうち6つを中国沿海の港湾が占め、うち2つは香港と距離的に近い珠江デルタの二大都市、広州と深圳である。香港を中継しない中国と海外の直接的な貨物運輸の増加に伴い、香港が周辺港湾との激しい競争にさらされていることが見て取れる。

2.2. 金融センター

香港のミニ憲法といわれる「香港基本法」第 109 ~110 条では、香港政府が国際金融センターとして

図表4 コンテナ取扱量の世界港湾トップ10

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
1	シンガポール	シンガポール	シンガポール	上海						
2	上海	上海	上海	シンガポール						
3	香港	香港	香港	香港	香港	香港	深圳	深圳	深圳	深圳
4	深圳	深圳	深圳	深圳	深圳	深圳	香港	香港	寧波・舟山	寧波・舟山
5	ブサン	寧波・舟山	香港	香港						
6	ロッテルダム	ドバイ	広州	寧波・舟山	寧波・舟山	寧波・舟山	寧波・舟山	ブサン	ブサン	ブサン
7	ドバイ	広州	ドバイ	広州	広州	広州	青島	青島	広州	広州
8	高雄	寧波・舟山	寧波・舟山	青島	ドバイ	青島	広州	広州	青島	青島
9	ハンブルグ	ロッテルダム	青島	ドバイ	青島	ドバイ	ドバイ	ドバイ	ドバイ	ドバイ
10	青島	青島	ロッテルダム	ロッテルダム	ロッテルダム	天津	天津	天津	天津	天津

(資料) 香港政府海事処

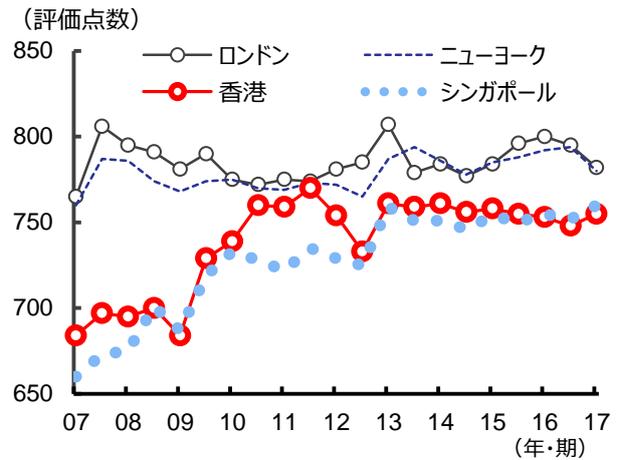
の香港の地位を維持するのに必要な経済的、法的な環境を提供する義務や、金融企業・市場経営の自由を保障する義務などを定めている。このように、法律が金融をめぐる事業環境の保全や国際金融センターとしての地位維持を政府に義務付けている点は、他にあまり例をみない香港の特徴である。

こうした背景をふまえつつ、金融センターとしての香港の国際的な地位の変遷について、英金融コンサルティング会社Z/Yen社の国際金融センター指数でたどってみたい。同指数は①事業環境、②人的資本、③インフラ、④金融セクターの発展、⑤世評という5つの評価軸を立て、各種国際指標や各市場参加者へのヒアリング結果などをもとにスコアをまとめている。

これによると、07年上期には、香港はロンドン、ニューヨークに次ぐ世界3位と評価されたが、16年以降シンガポールに抜かれ、直近では4位となっている(図表5)。スコアの推移をみると、首位ロンドン、次点ニューヨークとも、07年上期に比べ17年上期はそれぞれ17

ポイント、20ポイントの増加にとどまる。同期間に香港のスコアは71ポイント増えたが、シンガポールは100ポイント増で、僅差ながらも香港を抜き去った。内訳の推移を

図表5 国際金融センター指数トップ4の推移



(資料)Z/Yen, "The Global Financial Centres Index"各期

追ってみると、香港は14年まで5つの評価軸すべてでロンドン、ニューヨークに次ぐ3位でシンガポールを上回った。しかし、15年にはシンガポールが①事業環境で3位と香港を初めて上回り、16年にも①事業環境、④金融セクターの発展、⑤世評という3つの評価軸で3位となり、香港を凌駕している。

このほか、世界経済フォーラムがまとめている国際競争力ランキングをみると、香港は07年時点の12位から、12年にはトップ10入りを果たし、16年は138の評価対象国・地域で第9位となっている(図表6)。

図表6 国際競争力ランキングの推移

	国・地域名	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
1	スイス	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
2	シンガポール	7	5	3	3	2	2	2	2	2	2
3	米国	1	1	2	4	5	7	5	3	3	3
4	オランダ	10	8	10	8	7	5	8	8	5	4
5	ドイツ	5	7	7	5	6	6	4	5	4	5
6	スウェーデン	4	4	4	2	3	4	6	10	9	6
7	英国	9	12	13	12	10	8	10	9	10	7
8	日本	8	9	8	6	9	10	9	6	6	8
9	香港	12	11	11	11	11	9	7	7	7	9
10	フィンランド	6	6	6	7	4	3	3	4	8	10

(注)2016年トップ10ベース。網掛けはトップ10圏外。2007~11年に香港、英国に代わってトップ10にあった国はデンマークとカナダで、16年には12位、15位にランクダウンとなっている。

(資料)World Economic Forum, "The Global Competitiveness Report"(各年)

しかしながら、香港の強力な競争相手であるシンガポールの推移をみると、07年の7位から着実に順位を上げ、11年以降は2位と香港を上回る。

このうち金融市場に関する評価項目「金融市場の発展」では、香港は11年を除き、08年から14年まで世界1位であったが、15年に3位、16年4位と順位を落としている(図表7)。その間、シンガポールは11年以外、2位をキープした。

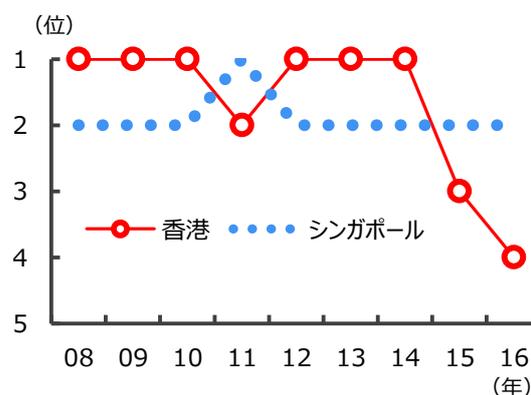
16年の「金融市場の発展」における具体的な評価項目をみると、「事業ニーズに見合う金融サービスの提供」、「金融サービスの信頼感」、「株式市場を通じた資金調達」、「銀行の健全性」では香港に優位性があるが、「融資へのアクセスのしやすさ」や「ベンチャーキャピタルの利用可能性」といった項目で、シンガポールに劣後している。

3. まとめ

香港はこの10年間に、物流・貿易の成長ペースが鈍化した半面、金融サービスの成長が加速したといえる。国際的な指標比較では、空運ハブとしては競争力が維持されているものの、海運ハブとしてのプレゼンスは低下傾向が見られ、物流・貿易の成長鈍化とリンクしている可能性がある。

金融サービスについては、国際金融センター指数の世界ランクで07年の3位から17年の4位、国際競争力評価における金融市場の世界ランクで08年の1位から16年の4位と、国際競争力の維持に努めてきたと評価できよう。ただし、足元でのランク低下やシンガポールに対する一部劣後などは懸念される。今後、中国の「一帯一路」戦略による対外投資の活発化で、世界と中国をつなぐ香港の金融仲介機能があらためて見直される可能性があるが、

図表7 「金融市場の発展」ランキングの推移



(資料) World Economic Forum, “The Global Competitiveness Report” 各年

こうした好材料に依存しすぎることなく、競争力の維持・向上をし続ける努力が求められよう。



重慶市概況と 日系企業進出の可能性

鳥居 保希 みずほ銀行香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー一課

中国内陸部最大の都市である重慶がいま、耳目を集めている。中国全体の経済成長は減速が続く中、重慶市は十数年来にわたり域内総生産(GDP)二桁成長を維持。2016年は全国の主要都市で最高の成長率を誇り、その存在感は際立っている。17年4月には自由貿易試験区の一つが同市でも正式に稼働し、中国政府の最重要政策である一帯一路構想においても「起点都市」として重要な役割を果たすことが期待されている。本稿では、重慶市の全体政策および当局へのヒアリングを基に、重慶の現状を紹介し、日系企業参入の可能性を探る。

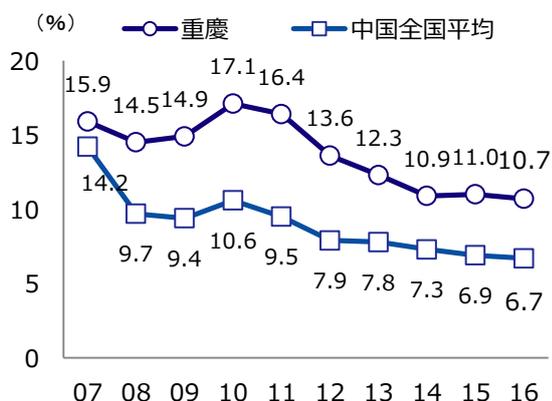
重慶市概況

中国中西部に位置する重慶市は、国内4直轄市の一つで、中国を代表する重工業都市である。現在の姿の礎は1960年代に実施された「三線建設」¹による建設投資の拡大が築いたとされる。その後、いすゞ、スズキ、フォードといった外資系企

業の進出を機に、自動車をはじめとした重工業が大きな発展を遂げ、現在に至る。

成長著しい重慶市のGDP成長率は16年に10.7%を記録し、省・直轄市別の前年比伸び率では全国第1位となった(図表1)。07年から16年までの過去10年連続で全国平均成長率を上回る高成長を維持したことになり、17年1月の重慶市人民代表大会でも、今年の同市の成長率目標を10%前後とするなど、さらなる成長への自信がうかがえる。

【図表1】重慶市のGDP成長率推移



(資料)重慶統計年鑑2016、国家統計局ほか

¹ 1960年半ばから70年代にかけて進められた沿海部からの産業移転や大規模建設関連投資。

重慶市の優位性

中国の今日の経済発展は華南や華東をはじめとした沿海部が中心となってきた。一方で、沿海部と内陸部の経済格差が拡大する中、中西・内陸部開発の重要性が指摘され、これまでにさまざまな国家政策が策定された。ここでは重慶市に関わる国家政策から、同市の優位性について考察したい。

➤ 主要政策における重点地区

重慶市に関わる国家政策といえば、沿海部と内陸部の格差是正のため、2000 年ごろから内陸部の鉄道や道路建設などのインフラ整備の充実を図った「西部大開発計画」である。同計画に続き、2000 年代半ばには「中部崛起」が提唱され、西部と沿海部の中間地点である中部地区のインフラ開発がスタートした。中西・内陸部と沿海部が連結されたこの2つの大規模なインフラ開発政策によって、重慶を中心とする西部地区のインフラ環境が劇的に整備されたのは言うまでもない。

さらに近年は、習近平国家主席による「一帯一路」の提唱により、東南アジアへの道路網や欧州への貨物鉄道、長江を活かした水運、中国有数の空港を有する重慶市の地理的優位性が注目されている。今後は、中国と欧州を結ぶ陸・海・空運

ルートがそろう物流の要衝として、さらなるインフラ整備が行われる予定だ。

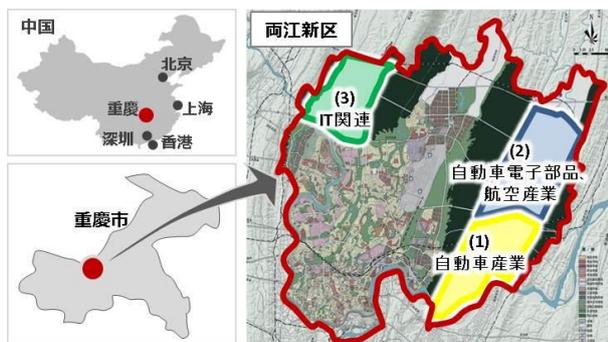
➤ 内陸部唯一の国家級開発区と自貿区の設定

中国が近年、さらなる改革・開放の実現に向けた先行・試験的な規制緩和を行う特別地域として国内各所に設けているのが自由貿易試験区（以下、自貿区）である。重慶市にも今年4月、従前から国家級開発区として指定されていた両江新区を中心とするエリアが、新たな自貿区として指定され、稼動したばかりだ。

両江新区はもともと、上海の浦東新区、天津の濱海新区に続く内陸部で唯一の国家級開発区である。区内は(1)自動車産業、(2)自動車電子部品・航空産業、(3)IT 関連の産業クラスターごとに3つの地区に分かれ(図表2)、同新区に進出した企業は企業所得税などの税制優遇を享受することができる。現在も開発・拡張が進められているほか、区内にある中国最大の河川港、果園港には近く、保税機能が追加され、国際貨物貿易が可能となる見込みだ。

さらに今般、自由貿易試験区が正式に稼動したことにより、より開放的な優遇政策の実施が期待される。中央政府が公布した方案からは当地の発展のみならず、『一帯一路』の推進を強く意識していることが伝わってくる(図表3)。具体的な優遇政策については、まだ明確ではないものの、中国(重慶)自由貿易試験区弁公室によると、自貿区に指定されたエリアで先行実施されていた企業登記手続きの簡素化や、同エリアの一部で実施されている税制優遇などを踏襲した上で、さらに重慶市独自の政策を打ち出す予定とのことで、

【図表2】重慶市と両江新区の位置図



(資料)重慶・両江新区ホームページよりみずほ作成

【図表3】自由貿易試験区における方案概要

- ① 法治化、国際化、ビジネス環境の整備
- ② 投資領域の開放
- ③ 貿易内容の転換促進
- ④ 金融業開放および革新の推進
- ⑤ 一帯一路と長江経済ベルトの連動的な発展
- ⑥ 長江ベルトと重慶・成都の発展推進

(資料)中国政府

内資・外資企業双方にとって利便性・実効性の高い政策を検討しているとのことだった(図表4)。

日系企業進出に関しては、政府と日系企業の合弁企業²によるサポートを受けられるとのこと、同新区進出を検討する日系企業にとっては心強いだらう。

人材・コスト面でのメリットも

重慶市は人材などソフト面でも大きな魅力を有している。政府主導による経済成長で、沿海部のみならず、内陸部でも人件費をはじめとするコストが高騰している。とはいえ、重慶市の人件費は沿海部と比較し、未だ2~3割程度低廉である。また、戸籍改革制度の実施も、優秀な人材を重慶市に留まらせ、沿海部に仕事を求めた重慶出身者の地元回帰を後押ししている。2010年より導入された同制度は、農村戸籍から都市戸籍への切り替えを可能とするもので、農村出身者が重慶市内で就業することが容易になったことで、重慶市の常住人口は継続的に増加傾向にあり、同市に優れた人材が集積する基盤が形成された。さらに、内資・外資企業による重慶市への進出が活発になったことで、上海をはじめとする沿海部に職を求める必要性が薄れたことも、安定した人材確保を実現する背景となっている。重慶市の16年第4四半期の求人倍率は1.62³と国内2位の高

² 重慶市の産業促進および日系企業の進出サポートを目的に、三井物産株式会社と日揮株式会社が重慶政府と設立した重慶两江新区三揮投資諮詢有限公司を指す。重慶市進出を検討する企業に対し、政府側との進出条件調整、投資許認可取得のサポート、重慶市関連部署の紹介等のサービスを提供している。

³ 中華人民共和国人力資源和社会保障部「2016年第四季度部分城市公共就业服务机构市场供求状况分析」

【図表4】两江新区における優遇政策

	優遇内容	適用
1	企業所得税 10%減税 (25%→15%)	2020年まで適用
2	投資総額内で輸入した自家用設備の関税免除	投資総額内での設備輸入に適用
3	企業所得税 地方部分(40%)の二免三減 (2年間免税、3年間半減)	当期純利益計上 初年度から5年間
4	高級管理職層の個人所得税の 地方税部分(40%)を還付	事業開始から5年間

(資料)重慶・两江新区ホームページよりみずほ作成

水準を記録しており、この雇用吸収力からも、人材を受け入れる環境が醸成されている証左と見えよう。

日系企業の進出機会

これまでに述べたとおり、国家政策の推進とともに、その存在感を増す重慶市だが、日系企業にとってどのような魅力を有しているのか。重慶市商務委員会をはじめとした政府機関に対しヒアリングを実施した。

対外開放の拡大において外資を積極的に利用する方針を示した今年1月の通達⁴の下、重慶市においても外資誘致に動いており、自貿区稼働によりその動きは活発さを増している。同市が特に日系企業誘致に注力している理由の1つに、日系企業の“平均寿命”の長さがあるという。日系企業はその他の外資系企業より経営基盤が安定しており、一度進出すれば長い期間事業運営を行う傾向にあることから、政府としてもより積極的な誘致活動を行っている。

⁴ 中華人民共和国人民政府「国务院關於擴大對外開放積極利用外資若干措施的通知國發〔2017〕5號」

また、近時の外資企業の投資は、多額の資本を伴う従来の大規模投資から、技術・マネジメントを中心とした「投資の軽量化」への転換が顕著であるという。政府としては工場建設といった大規模投資による税収確保は困難となるものの、長期的な視点に立てば、日系企業の有する技術は更なる発展には欠かせない要素であり、将来的な重慶市の財産となることから、投資規模に関わらず対応していくとのことだった。

このほか、歓迎する業種としては、小売、保険、医療、環境などのサービス産業を挙げており、中でも特に注目しているのは環境、医療とのことであった。中国は高齢化問題、環境問題に直面しており、重慶市でも当該分野での技術・ノウハウを必要としている。これらの問題を経験し、対応してきた日系企業はその知見を活かすチャンスであり、この点で日系企業は大きなアドバンテージがあるといえよう。必要に応じて個社別での優遇策対応も可能とのことから、これらの技術・ノウハウを有する日系企業の重慶市進出は十分に考えられるだろう。

まとめ

中西部の経済発展を牽引する重慶市は、残念ながら日系企業にとって、投資先としての認知度は決して高いとはいえないのが現状だ。中国進出といえば沿海部にスポットライトが当たるのは否めないが、人口3,000万人を抱え、インフラ開発真っ只中の同市が持つ成長余力は計り知れない(写真)。政府が日系企業に対するサポートを明言していることや、自貿区などの優遇政策が充実しつつある中、重慶市への進出は成長戦略を掲げる企業にとって1つの選択肢と成り得るだろう。



両江新区内では建設中の建物が多く見られる

重慶市を中心としたプロジェクトはまだ始まったばかりであり、今後の動向および取り組みに期待したい。

Business 【Vietnam】



ベトナムにおける会計制度の 主な特徴

金岡 秀浩 KPMG ベトナム ホーチミン事務所

はじめに

近年、日本企業のベトナム進出は、新規会社設立だけでなく買収等の M&A による形態も増えており、グループにおけるベトナム子会社の重要性が高くなってきている。

日本における会計基準の一つを構成する、実務対応報告 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」では、連結財務諸表の作成において原則は親会社と子会社の会計処理を日本基準で行うとしながら、国際会計基準または米国基準に準拠して作成された在外子会社の財務諸表であれば、日本の親会社の連結会計において、いくつかの調整を行うことにより利用できるという規定がある。すなわち、ベトナムにおける会計制度に準拠して作成されたベトナム子会社の財務数値をそのまま日本で連結することは原則として出来ないことになる。連結への影響を把握するために、その特徴を理解しておくことが有用となる。

今回は、ベトナムにおける会計制度の主な特徴について記載する。

基本情報

ベトナム会計基準は 2006 年、当時の国際会計基準をベースとしながら、公正価値に関するもの

を除外する等ベトナム独自のアレンジを加えて作成された。当地では公表されている会計基準以外にも財政省が発行する通達などで会計ルールの変更が実施され、会計基準に準拠しているだけでは適切な財務諸表を作成することができない。会計基準や通達など、財務諸表作成にあたり遵守すべき法規制・会計慣行を総称して、VAS と呼ばれている。

1.財務諸表の構成

貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、財務諸表の注記（資本項目の変動は注記の一つとして扱われる）から構成される。その他の包括利益計算書は含まれない。

2.会計期間

会計期末を 3、6、9、12 月末から企業が任意に選べる。会計期間は原則として 12 カ月間だが、決算期変更等の場合に 12 カ月未満の会計期間も認められる。12 カ月を超える会計期間は、設立初年度と清算年度のみ、最長 15 カ月を限度として認められる。

3.勘定科目

勘定科目名と勘定コードが決められており（レベル 2 までのサブコード）、どの企業も同じ勘定科目とコードを使用しなければならない。それ以外

の科目を使用する場合には財政省の認可が必要（レベル3より細かいサブコードは各企業で自由に設定可）。

4.財務諸表の表示

財政省により定められたベトナム語の財務諸表の雛形を使用しなければならない。注記文言など一定の柔軟性は認められるものの、雛形に無い項目や勘定科目を新規で追加したり、大きく修正したりする場合には財政省の認可が必要。

5.通貨

原則ベトナムドン(VND)を使用して記帳および表示する。例外として国際会計基準における機能通貨と類似の定義を満たす場合には外貨を使用することも可能。ただし機能通貨に外貨を使用する場合においても、当局提出用の財務諸表は一定のルールに従い VND に換算して表示する必要がある。

6.公正価値

取得原価会計をベースにしており、公正価値会計は導入されていない。すなわち金融商品の時価評価や固定資産の減損会計は無い。例外的に、企業結合時における資産・負債の評価、非貨幣性資産および有価証券の交換取引等は公正価値で評価する。

なお、15年に発表された会計法において公正価値の考え方が導入されることになったが、その後、個別論点に関するガイダンスが発表されていないため形骸化しており、実務上、引き続き取得原価会計が採用され続けている。

7.収益認識

リスクと経済的便益の大部分が移転した時などの認識要件に合致した時に収益認識される。

8.棚卸資産

評価方法として個別法、総平均法、先入先出法が認められる。低価法を適用し、簿価と正味実現可能価額を比較した結果の評価損を、評価性引当金として每期洗い替えにより認識する。

9.有形固定資産

以下の要件に合致した場合、有形固定資産として計上する。

- 利用することにより将来的に経済的な便益がもたらされる資産
- その取得原価が独立して計算できる資産
- 1年を超えて使用できる資産
- 3,000万ドン以上の資産

3,000万ドン未満の少額資産は、経済的耐用年数を考慮した上で、3年以内での償却による費用化を行う。

償却方法は、定額法、定率法、生産高比例法を選択できる。償却年数は、企業が資産ごとに見積もった経済的耐用年数を元に決定するが、実務上は税務指針である通達45で定められた耐用年数表（次頁資料1参照）の範囲内にすることが多い。固定資産は使用可能な状態になった時点から償却を開始する。

資産除去債務に関する会計基準は無く、原状回復費用は引当金の枠組みで処理される。

投資不動産は取得原価で貸借対照表へ計上し、公正価値は注記する。

10. 無形資産

営業開始前に発生した会社設立費用、教育訓練費および広告宣伝費は、前払費用として計上し3年以内で償却できる。

【資料1】財政省通達 (Circular No.45/2013/TT-BTC) に定められている新品固定資産の耐用年数

	固定資産の分類	最短年数	最長年数
A	動力用機械・設備		
1	原動機	8	15
2	発電機	7	20
3	変圧器および蓄電器	7	15
4	その他の機械・設備	6	15
B	作業機械・設備		
1	工作機械	7	15
2	鉱業用建設機械	5	15
3	トラクター	6	15
4	農林業用の機械	6	15
5	水・燃料用ポンプ	6	15
6	冶金・メッキ用設備	7	15
7	化学品製造用設備	6	15
8	建設資材・陶器・ガラス製品製造用機械・設備	10	20
9	電気・光学・精密部品製造用設備	5	15
10	皮革・文具製造、文化的事業、印刷用機械・設備	7	15
11	繊維事業用機械・設備	10	15
12	衣服事業用機械・設備	5	10
13	製紙事業用機械・設備	5	15
14	食品・食品製造加工用機械・設備	7	15
15	情報・通信・映画および医療用機械	6	15
16	電子・情報関連機械設備	3	15
17	医薬品関連の機械設備	6	10
18	その他	5	12
19	石油精製に使用される機械・設備	10	20
20	石油・ガスの採掘・精製に使用される機械・設備	7	10
21	建設機械・設備	8	15
22	クレーン	10	20
C	測定・実験用器具		
1	機械、音響・温度を測定・実験するための設備	5	10
2	光学・分光設備	6	10
3	電気・電子設備	5	10
4	物理化学的測定分析用設備	6	10
5	放射能測定用設備および器具	6	10
6	特別な目的に特化した設備・器具	5	10
7	その他	6	10
8	鑄造業鑄型	2	5
D	運送設備および運搬具		
1	陸路用	6	10
2	鉄道用	7	15
3	水路用	7	15
4	航空用	8	20
5	パイプ運送用	10	30
6	積み上げ、積み下ろし用設備	6	10
7	その他	6	10
E	管理設備		
1	計算・測定設備	5	8
2	管理目的で使われる電子機械・設備・コンピュータソフトウェア	3	8
3	その他	5	10
F	建物・構築物		
1	耐久性の高い建造物	25	50
2	休息部屋、カンティーン、更衣室、駐車設備	6	25
3	その他の建物	6	25
4	倉庫、タンク、橋、道路、駐車場、乾燥用地	5	20
5	堤防、ダム、用水路、運河、堀、港湾、埠頭	6	30
6	その他の構築物	5	10
G	家畜、多年生樹木		
1	家畜	4	15
2	産業用の樹木、果樹、多年生樹木	6	40
3	緑地帯、樹木のスペース	2	8
H	上記に規定されていないその他の有形固定資産	4	25
I	その他無形固定資産	2	20

土地所有権は、一定の計上要件を満たす場合には無形資産に計上されるが、03年の土地法改訂で土地は政府が管理するものである旨が明確化されたことにより、土地法改訂以降に取得した土地所有権は一般的に無形資産の計上要件を満たさず、長期前払費用として計上する。

11. 減損会計

固定資産の減損会計は無い。

12. リース会計

ファイナンス・リースは売買処理となる。

13. 退職給付会計

退職給付に関する会計基準は無い。企業に退職金等の支払義務がある場合は、引当金の枠組みで負債計上する。

14. 金融商品

デリバティブは貸借対照表に計上されない(オフバランス)。また、ヘッジ会計は無い。金融商品の期末日時点での公正価値評価は要求されない。

15. 企業結合により発生するのれん

正ののれんは10年以内の期間で償却する。負ののれんは直ちに利益として認識する。

16. 建設工事契約

実際の工事の進行の進捗に合わせて収益を認識する方法(いわゆる工事進行基準)、または、顧客が承認した工事の進捗にあわせて収益を認識する方法のいずれか選択適用。

17. 引当金

過去の事象の結果として現在の債務(法的あるいは推定的)を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、その金額を合理的に見積もることが出来る場合に計上する。

18. 借入費用

発生時に費用処理する。特定の資産の取得や建設などに直接起因する借入費用は、当該資産の取得原価の一部として資産化する。

19. 税効果会計

繰延税金負債は必ず計上し、繰延税金資産は回収可能性を考慮して計上する。

20. 連結財務諸表

連結の範囲は、実質的な支配に基づき判定する。少数株主持分を「非支配株主持分」として表示する。

21. 関連当事者

関係会社や役員との取引および残高を開示する。

22. 会計の見積および誤謬の修正

会計方針を変更した場合は、遡及的に適用し、比較情報を修正再表示する。会計上の見積りを変更した場合、更新年度または変更年度以降の損益とする。過去に公表された財務諸表の誤謬の修正については、重要なものは比較情報を修正・再表示しなければならない。

まとめ

VAS は公正価値および減損会計に関して国際会計基準や日本基準等の国際的な会計基準から大きく乖離しているため、ベトナム子会社を連結に取り込む際には、重要性および会計基準差の影響を十分に検討する必要がある。特に買収等により比較的大規模な既存ベトナム企業を子会社として日本の連結に取り込む場合には、連結を担当する監査法人とも話をした上で、冒頭に記述した実務対応報告 18 号の規定で認められる国際会計基準を当該子会社に適用することを検討すべきである。また、ベトナムでは法や通達が頻繁に改定され、その都度、会計制度が大きく影響を受ける。これを自社で網羅的に把握することは非常に難しいため、ベトナム子会社では信頼のかける現地監査法人による監査を受け、当該現地監査法人から随時情報のアップデートを受けることをお勧めする。

金岡 秀浩

(かなおか ひでひろ)

公認会計士

KPMG ベトナム
ホーチミン事務所



ITシステムエンジニアを経て、2006年にあずさ監査法人大阪事務所入所。国内上場企業、SEC 上場企業および外資系日本企業の会計監査、財務デューデリジェンス等に従事。14年7月よりKPMGホーチミン事務所に赴任し、現地日系企業に対する会計、税務、投資および法務等のアドバイスを提供している。



【Indonesia】

インドネシア新移転価格文書規制

子田 俊之 PT FAIR CONSULTING INDONESIA

BEPS 行動計画 13 とインドネシア新移転価格文書規制

最近 BEPS という言葉を耳にする機会が増えました。BEPS とは Base Erosion and Profit Shifting の略語で、「税源浸食と利益移転」を意味します。主として多国籍企業が低税率国へ所得を移転するスキームを構築し、本来価値が創造されている国において課税がされない、国際的な租税回避が行われている状況を指す言葉になります。このような租税回避の状況を捕捉していくために、国際課税の観点から取りまとめられたルールとして、

15の提言からなるBEPS行動計画の最終報告書が2015年10月に公表されています。この最終報告書を受けて、主に先進国で構成されるOECD加盟国のみならず、OECD非加盟国を含め全世界において、各国の税制改正が行われています。

BEPS行動計画の13番目の提言として、移転価格文書化の再検討というものがあります。これを受けて、インドネシアでは16年12月30日に財務省規制としてNOMOR 213/PMK.03/2016(以下PMK213)が発効されました。本稿ではこのPMK213について解説を行います。

【表1】3層文書内容の概要

マスターファイル	
a.	グループの組織図
b.	事業概要
c.	保有する無形資産の情報
d.	グループ内の金融活動に関する情報
e.	グループ全体の財務状況と納税状況
ローカルファイル	
a.	事業活動
b.	関連者間取引および独立企業間取引に関する情報
c.	独立企業原則の適用
d.	財務情報
e.	価格あるいは利益率の決定に影響を及ぼした非財務イベント及び事実
国別報告書	
a.	ビジネスグループに含まれる会社について、国別の利益分配、税金納付状況、事業活動状況
b.	国別の会社名の列挙及び事業活動

移転価格文書の構造と文書化義務

PMK213は、BEPS行動計画13に基づき、インドネシア納税者に3層構造文書化を求めています。3層構造文書化とはマスターファイル、ローカルファイル、および国別報告書の3つの移転価格文書を指し、3層構造の文書化を行うことで、移転価格に関する企業グループとしてのポリシーが明確に説明できると考えられています。マスターファイルは企業グループの移転価格ポリシーを記載する為の書類、ローカルファイルは各国子会社の関連者間取引に関する独立企業間価格を算定する為の書類、国別報告書は企業グループの財務情報、納税状況を記載する書類となっています。各文書に記載される事項の概要は表1に記載する通りです。

PMK213 では上記3層構造文書について、以下のように納税者に対して各文書の文書化義務を規定しています。

➤ マスターファイルおよびローカルファイルの文書化義務

関連者間取引を行っている納税者で、以下の条件のうち一つでも当てはまる場合(2条2項、以下、PMK213 の条項番号)

- a. 前年度の年間総収入が 500 億ルピアを超過する納税者
- b. 前年度の関連者間取引の金額が以下の状況の場合
 1. 有形資産取引が 200 億ルピアを超える場合、または
 2. 役務提供、金利受払、無形資産取引が 50 億ルピアを超える場合
- c. インドネシア法人所得税(25%)よりも低税率国の関連者と取引を行っている納税者

➤ 国別報告書の報告提出義務

納税者の年間連結売上が 11 兆ルピアを超えるグループ企業の親会社(2条3項)

また、上記に追加して、国別報告書の提出者を以下のとおり規定しています。

インドネシア国内に居住する納税者がビジネスグループのメンバーであり、当該ビジネスグループの親会社が外国の納税者である場合、以下の条件に当てはまる場合にはインドネシア納税者が国別報告書を提出する(2条4項)

- a. 親会社の居住国で国別報告書の作成が必要でない場合
- b. 親会社の居住国がインドネシア政府と情報交換協定を締結していない場合
- c. 情報交換協定がある場合でも、国別報告書をインドネシア当局が取得できない場合

重要なポイントとしては、マスターファイルについて、非常に小さい事業規模での文書化義務を規定している所になります。マスターファイルは企業グループに関する内容を含む文書のため、インドネシア子会社には作成能力は無いことが通常です。しかしながら、PMK213 ではマスターファイルおよびローカルファイルについての作成義務を同一条件で定義しています。この背景として、インドネシア税務当局はマスターファイルをローカルファイルと一体の文書である、つまりインドネシア法人の文書であると位置づけていると考えられます。しかしながら、マスターファイルの記載項目は企業グループ全体を対象とする内容を求めており、記載すべき内容とインドネシア税務当局の位置づけに矛盾が生じています。比較として、日本では平成28年税制改正において、PMK213と同様の3層構造文書化制度が既に導入されておりますが、ローカルファイルの同時文書化義務を、「前事業年度の国外関連者との国外関連取引の受払総額が50億円以上、または、前事業年度の国外関連者との無形資産に係る国外関連取引の受払総額が3億円以上」の企業に課しているのに対して、マスターファイルの文書化義務は「連結グループ収入1,000億円以上」の「最終親会社等」に課しています。日本の規制設計では記載内容と文書化義務に矛盾はありません。

PMK213 のマスターファイルに関する文書化義務の規定は、親会社がマスターファイルの作成義務が無い、また、企業グループの中で重要な位置を占めていない小規模な子会社であったとしても、インドネシア子会社がグループ全体の情報を記載したマスターファイルを作成しなければならないという、ねじれ現象を生んでいます。

また、PMK213 の文書化義務に関するもう一つの重要なポイントは、その発効および適用時期にあります。PMK213 は前述の通り 16 年 12 月 30 日発効の規制になりますが、発効日以降の納税期間、すなわち 16 年 12 月 31 日を決算とする会社から適用される規定となっています。前述した日本の平成 28 年税制改正においては、ローカルファイルの同時文書化については 17 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度、すなわち 18 年 3 月期が最も早い適用対象であり、マスターファイル、国別報告書の対象は 16 年 4 月 1 日以降に開始する

事業年度、すなわち 17 年 3 月期が最も早い適用対象であり、その提出義務は決算後 1 年以内となります。PMK213 の提出義務は後述しますが、インドネシアが他国に先駆けて 3 層構造文書の規制を唐突に導入した形となっており、実務対応に相当の混乱が生じている状況です。

PMK213 規制概要

PMK213 の文書化義務については前述の通りですが、それ以外の主要な規制内容は表 2 の通りとなっています。

まず、関連者の定義については、25%以上の株主保有関係(直接、間接含む)となっていることに注意が必要です。関連者の定義は 50%以上の株主保有関係と定義されている他国税制が多い中で、インドネシア税制は関連者の定義を低く設定しています。この規定は PMK213 で新たに規定されたものではなく、従前よりインドネシア所得税法 18 条 4 項で規定されていたものです。

次に、関連者間取引については、国内関連者との取引についても関連者取引であるとされていることが特徴的です。この規定も PMK213 により明確に定義されたものではありません。従来の規定においては、所得税法 18 条 4 項にて、国内、国外取引を問わず、表 2 に示す関連者との取引を関連者間取引と定義し、税務当局が取引価格を更正できるとされておりました。その一方で、移転価格税制の細則にて、国内取引については異なる利益課税体系にある税務主体(例えば、建設業はインドネシアでは売

【表2】PMK213 の規制概要

関連者 (1 条 1 項)	a. 25%以上の直接または間接的な資本関係 b. 支配、管理関係 c. 血縁、婚姻の家族関係
関連者間取引 (1 条 3 項)	関連者との間の取引 但し、国内関連者との取引についても関連者間取引に含める
文書化言語 (11 条 1 項、2 項)	インドネシア語で作成されなければならない。 但し、納税者がルピア以外の通貨および外国語での記帳を財務省より許可されている場合には、外国語での文書化作成を許容。ただし、インドネシア語の翻訳を添付する。
文書作成時期 (4 条 1 項、2 項)	【マスターファイル、ローカルファイル】 会計年度終了後 4 カ月以内に作成、具備されなければならない。 【国別報告書】 会計年度終了後 12 カ月以内に作成されなければならない。

上課税となる税務主体になります)との取引を関連者間取引に含むという記載があり、所得税法の記載を上書きするものと解釈されていました。しかしながら、PMK213 ではこの細則にある記載がなくなったことから、国内関連者との取引も関連者間取引に含むと解されることとなります。国内取引が関連者間取引に含まれることで、国内取引についても移転価格の理論で取引価格の更正がされる可能性があります。国内取引について、取引価格の更生がされた場合であっても、取引相手方の税務について、その更正の影響が波及することはありません。

文書化言語はインドネシア語となっています。英語での文書化提出も特定の納税者に対して許容されています。実務的には英語での移転価格文書作成を行い、十分にレビューを行った後、インドネシア語への翻訳を行うという方法が一般的になります。移転価格文書は専門用語が多く使われることから、英語からインドネシア語への翻訳者の選定については注意が必要になります。

最後に、文書化作成時期についてですが、マスターファイルおよびローカルファイルは4カ月以内に作成となっており、16年12月末を会計年度末とする文書化義務のある納税者の場合には、17年4月30日までに文書化の作成、具備がされなければならないことになっています。また、国別報告書の作成義務は上記納税者の場合には、文書化義務がある場合には17年12月31日となります。この文書化作成時期については、作成、具備という規制文言になっており、提出義務とは書かれておりません。提出義務については別途条項により規制がされています。マスターファイルおよびロー

カルファイルについては、税務調査、任意調査、異議申立の過程、延滞税の取消申請、その他税法の規定に従い、税務当局が納税者に対して提出を求めることが出来、指定された期限内に提出しなければならない(5条、6条)と規定されています。また、国別報告書は次年度の法人税申告書に別表として添付し、提出することとされています(7条3項)。この規定から類推される16年12月末決算会社の最も早い移転価格文書の提出期限は、マスターファイルおよびローカルファイルについては、16年12月末期の税務調査が始まる時期であると考えられ、具体的には、17年8月が目安となります。また、国別報告書については、次年度である17年12月末期の法人税申告書の提出期限である、18年4月30日が、最も早い提出期限になります。

移転価格文書作成状況要約表

PMK213 では移転価格文書の作成義務を規定しているものの、その提出は税務署が要求する際に行えばよいとされています。しかしながら、会計年度終了後4カ月以内の文書化作成義務の遵守状況を確認するため、移転価格文書作成状況要約表を作成し、該当年度の法人税申告書に添付する形で提出することが義務付けられています(7条1項、2項)。各年の法人税申告書の申告提出期限は会計年度終了後4カ月以内とされていることから、この移転価格文書作成状況要約表を提出させることで、納税者にマスターファイルおよびローカルファイルの同時文書化を求めていると捉えることが出来ます。

移転価格文書作成状況要約表は、マスターファイルおよびローカルファイルの要求項目が準

備できているかどうかについて、チェックマークを付すような形式となっており、また、マスターファイルとローカルファイルの作成日を記入させた上で、納税者に署名をさせるような形式となっています。

17年4月30日がPMK213が発効された後の初めての法人税申告書期限でしたが、この要約表の記載提出方法についてはさまざまな憶測と、税務署側でも新規制が十分に理解をもって浸透していない状況もあり、相当な混乱が生じています。17年4月30日までのPMK213に沿った移転価格文書を作成完了できた納税者はほとんどいないと考えられますが、多くの企業が既に文書化完了した旨を記載して法人税申告書の提出を行っているようです。この背景には、PMK213にて会計年度終了後4カ月以内の文書化義務が規定されていることから、税務署あるいは税務署から指導を受けた税務コンサルタント、あるいは会社の税務担当者が規制上の義務を遵守していないことを表明する形での要約表を提出することを勧められなかったことがあります。その一方で、要約表を添付していない状況でも法人税申告書が受け付けられた事例もあり、税務署側も実務が定まっていないと考えられます。

PMK213の実務対応上の視点

PMK213の規制については前述の通りとなります。実務対応については未だ混乱が残っている状況ではありますが、納税者側としては以下の視点に立って、状況の判断と、対応方法を考えていく必要があります。

- 納税者が文書化義務の基準に該当するか、作成すべき文書は何か
- 納税者の移転価格リスクの把握
- 文書化対応の現実的なスケジュールと優先事項の考察

1点目の文書化義務に該当するか否かについては、正確な規制の理解とともに、納税者の経理の状況、取引の状況を正確に把握できているかどうかが重要になります。非常に低い事業規模レベルで文書化義務の設定がされていること、低税率国との取引については取引規模の大小にかかる規定がないことから、多くの納税者が文書化義務に該当してしまうのが現実ではあります。

2点目の移転価格リスクの把握になりますが、重要なポイントとして、PMK213では特別なペナルティーに関する規定はされていないという点があります。このことから、移転価格リスクは関連者間取引の独立企業間価格更生という形で、法人所得税計算上の損金不算入あるいは、売上価格の調整、利益のかさ上げとして、追徴課税として発現することになります。また、ペナルティーについても、原則に立ち戻り、一般的な国税一般通則法に基づいたペナルティーの賦課がされることとなります。

PMK213の規定不遵守に関するペナルティーの発生の態様は次頁表3の通りとなります。

【表3】PMK213 の規定不遵守に関するペナルティー

義務不履行の態様	帰結	罰則
移転価格文書作成状況要約表の不作成	法人税申告書が不完全である	IDR1,000,000(法人税申告書の不提出)
	税額任意決定条項のトリガー	納税不足決定通知の発行、納税不足決定額の50%の課徴金
移転価格文書提出要求に期限内に応じない。期限超過後提出を行う。	移転価格文書なしを前提で税務調査が行われる	独立企業間価格更正 納税不足額に対して課税年度終了起算で月2%の延滞税(最大24カ月)賦課
移転価格文書不作成、移転価格文書提出要求に対応しない。	移転価格文書なし	納税不足決定通知の発行、納税不足決定額の50%の課徴金
移転価格文書作成時に最新の情報を使用していない	独立企業間価格に基づいた関連者取引の検証ではないとみなす	独立企業間価格更正 納税不足額に対して課税年度終了起算で月2%の延滞税(最大24カ月)賦課

移転価格作成状況要約表の不提出については、法人税申告書の提出がされていないとみなされるような場合に、法人税の賦課が税務署側の裁量で行われてしまい、大きな課税となる可能性があることから避けるべきであると考えます。それ以外の状況が発生するのは、税務調査時です。その為、移転価格リスクを考えるに当っては納税者が税務調査を受けるような状況であるかどうか、具体的には16年12月期以降の決算において、納税者が還付申請を行うかどうか、が重要な考慮事項になります。税務調査は税金の前払いを還付する場合に必ず行われるからです。

3点目の文書化対応の現実的なスケジュールになりますが、会計年度終了後4カ月以内の作成というPMK213の規定は、移転価格文書化対応が初年度の納税者にとって、大変厳しいものがあります。特にマスターファイルの作成については、グループの親会社の協力が必要であると考えられますが、例えば親会社が日本であるような場合に、日本側のマスターファイルの提出期限よりもインドネシア側の作成期限が早いことや、前述も

しましたが、親会社がマスターファイル作成義務を日本側で認識していないような場合でもインドネシア側での作成が求められる場合があります。このような状況で特に初年度の移転価格文書作成については、4カ月の規制上の期限というのは遵守することが現実的には難しく、スケジュールのターゲットを16年12月末期の税務調査が開始される時期に置くことになると考えます。税務調査の開始はインドネシア税務当局側の裁量に依存してしまのですが、一般的には、最も早い税務調査の開始であったとしても17年8月末までは開始されないものと考えます。また、PMK213ではインドネシア語での文書化が求められている状況ではあるのですが、この翻訳作業にも十分な時間を取る必要があります。およそ1カ月程度はかかるものと考えられます。4月が必須であるとはとらず、比較的余裕をもった上で、親会社側の文書化対応の状況と合わせて作業スケジュールを立てていくことが実務的な対応になっています。

終わりに

インドネシアの税務は、従前より不透明性が高く、今回発表された PMK213 についても、突然の発表であったことと、規制の内容においても曖昧さや理解し難い部分もあり、さらに税務上の不透明性が増しているという状態であると考えます。PMK213 の発表から既に4カ月程度が経過しておりますが、インドネシア税務が移転価格理論を基礎にした税務執行にますます注力しつつあることが感じられます。今回、移転価格文書化義務が明確に設定されたことで、移転価格文書を未作成の企業に対する規制遵守の圧力、あるいは更生課税の形での圧力は確実に増えるものと考えられます。その一方で、PMK213 の内容趣旨は BEPS13 の本質に従っているものであり、国際課税の潮流にインドネシアが沿っているとも言えます。また、文書化言語がインドネシア語になり、税務執行現場での移転価格文書の理解可能性が高まったとも考えられます。今までのインドネシアでの移転価格課税は、不明瞭な税務執行の温床となっていたのが実際です。

本来の移転価格文書作成の目的としては、税務調査の際に税務当局が納税者と同じ土俵に立ち、十分に議論することを可能とする、納税者が税務調査の際に関連者間取引の実態を正確にかつ効率的に説明することができ、調査期間の短縮につながる等の肯定的な側面があると考えます。これにより、納税者側のメリットとしては、税務当局による推定課税等の実施に対して一定の抑制効果が期待できます。このような移転価格文書の本来の目的が損なわれることなく、今回の PMK213 の発効により、本来の移転価格文書作

成の目的である、適切な理解と理論を基にした明確な税務執行が行われることを期待します。



FG FAIRCONSULTING
GROUP

子田 俊之
(こた としゆき)

日本国公認会計士

PT Fair Consulting INDONESIA

システムコンサルティング会社にて約5年間、複数の基幹業務システム導入プロジェクトに従事。公認会計士試験に合格後は、あらた監査法人の金融部にて多くの外資系大手金融機関に会計監査及び内部統制監査を実施。監査法人在任中には米国ブライスウォーターハウスクーパースに赴任し、米国での業務経験を得る。現在、システム及び会計に関する知識と経験を活かし、インドネシアにおいて、クライアントの視点に立った幅広いサービスを提供している。



【India】インドビジネス最新情報 第 25 回

一般的租税回避否認規定および「実質的な経営の場所」の概念の導入

石倉 瞬 エス・シー・エス国際会計事務所グループ
Corporate Catalyst India Pvt Ltd

General Anti-Avoidance Rule(一般的租税回避否認規定、以下「GAAR」)をご存知だろうか。2012年税制改正の際に法案化され、当初は同年4月より導入されることが予定されていたが、海外機関投資家からの反対等により導入の延期が続き、15年税制改正において17年4月からの導入が明示された。また「実質的な経営の場所」の概念は外国企業をインド居住者として位置づけ、課税される可能性のある概念である。これらの税制改正が17年4月より発効されているため、本稿ではGAAR および「実質的な経営の場所」の概念の概要を説明する。

1. GAAR

(1) 容認できない租税回避行為

GAAR は、簡単に言うと、容認できない租税回避行為が行われた場合に当局がその便益を否定する規定である。このため GAAR の適用においては、まず容認できない租税回避行為の定義が重要となる。容認できない租税回避行為とは、税務上の便益を享受することを主たる目的として行われる行為であり、次の4つの観点から判定される。

- ① 独立した第三者間では通常生じえない債権債務が生じている
- ② インド所得税法を直接的または間接的に悪用している
- ③ その全体を通して、または部分的に、商業的な実態を欠く、または商業的な実態を欠くと推定される
- ④ 真正な目的では通常利用されない方法で行われる

なお、特定の行為が、税務上の便益を享受することを主たる目的として行われる行為でないことを立証する責任は納税義務者側に課せられている。納税義務者が立証できない場合には、行為全体の目的が税務上の便益の享受にないとしても、税務上の便益を享受することを主たる目的として行われたと推定される。また、容認できない租税回避行為の判定においては商業的な実態の有無が重要な要素の一つであり、本条項では商業的な実態を欠く状況を次の通り例示している。

- ① 全体を通じた行為の実態またはその効果が、個々の行為または部分的な行為の実態や効果と著しく不整合となる、または異なる状況が生じる

② 次の項目が伴う、または含む行為

- 循環金融取引¹
- 関係者²
- 取引の双方間での相殺やキャンセルの効果を有する要素
- 一人または複数人を通して実行され、取引における価値、場所、取引源、受益者または資金のコントロールが偽装されている取引

③ 税制上の便益を享受する以外の実質的な商業上の目的がない資産の場所、取引の場所、または居住地を含む行為

④ 享受できる税制上の便益を除いて、当該行為によりどの主体の事業リスクまたは正味キャッシュ・フローにも重要な影響を持たない行為

(2) 容認できない租税回避行為と認定された場合の当局による対応

容認できない租税回避行為と認定された場合、当局は税制上の便益や租税条約上の便益の否認を含めて、個々の状況を鑑みて合理的と想定される手法により税務上の対応を決定する。当局がとりうる対応については次の対応が例示・列挙されている。

¹ 循環金融取引とは、当該行為の主体間で資金を移転し、かつ税制上の便益を享受する目的以外に実質的な商業上の目的を持たない取引をいう。

² 行為における主体の直接的または間接的な関与の主たる目的が、全体を通してまたは部分的に、直接的または間接的に納税義務者の税制上の便益を享受することである場合には、当該行為における主体は、関係者とみなされる。

① 容認できない租税回避行為の全体または一部における行為を除外、併合または性質の再定義

② 当該行為が実行されていないものとして、容認できない租税回避行為を取り扱う

③ 関係者を除外または、関係者およびその他の主体を単一または同一の主体として取り扱う

④ 課税額の決定においては、お互いが関連当事者の関係にある場合にはそれらを一人または同じ者として推定する

⑤ 資本的性質または収益的性質の未収または入金、または支出、控除、免除またはリベートに関して、当該行為の主体間での再配分

⑥ 行為の主体の所在地または資産、あるいは取引の所在地に関して、当該行為のもとでの主体の所在地または資産あるいは取引の所在地とは異なる場所として取り扱う

⑦ 企業の構造を無視して対象行為を考察する、またはみなす

なお、これらの対応に関連して当局は、資本(負債)を負債(資本)として取り扱うこと、資本的性質(収益的性質)の未収または入金を収益的性質(資本的性質)として取り扱うこと、また支出、控除、免除またはリベートに関する会計上の性質の再定義を行うことが可能である。

2. 「実質的な経営の場所」

インド所得税法上、居住者に該当する企業の範囲が17年4月1日より変更され、対象年度において以下のいずれかに該当する場合には居住者と判断される。

- ① インドの会社
- ② 対象年度において「実質的な経営の場所 (Place of effective management)」がインドに存在する場合

具体的な変更点は②の部分であり、従前は「外国会社において、対象年度を通して支配 (Control) および管理 (Management) が完全にインドで行われている場合」とされていたが、現在では実質的な経営の場所 (Place of effective management) の有無が居住者の判定基準となっている。ここで実質的な経営の場所とは、全体としての企業の事業運営のために必要となる重要な経営上および商業上の決定が実質的に行われている場所を意味し、従前の定義よりも対象範囲が拡大したと考えられる。以下では具体的に、実質的な経営の場所の判断基準を解説する。

(1) 課税対象範囲

まずは上述の基準により企業がインド居住者に該当する場合の影響を確認したい。企業がインド居住者に該当すると、課税対象範囲が異なることとなり、非居住者の場合と比べて右の図表の通り、インド国外で発生した所得に対してもインドでの課税対象と区分される。なお、インドとの租税条

約を有する国で発生した所得に関しては租税条約が考慮されることに留意されたい。

(2) 実質的な経営の場所を判断するためのテスト

インド所得税法上の実質的な経営の場所の判断に関しては、当局より判断基準が公表されており、主に次の要素をもとに実質的な経営の場所がインドに存在するかどうか判断される。

- ① 源泉所得³が総所得の50%を超えず、かつ次のいずれの条件を満たす場合には対象企業は「インド国外で実質的に事業」を行っていると考えられる。
 - インドに位置付けられる資産が総資産の50%未満
 - インドに位置付けられる従業員またはインド居住者が、総従業員数の50%未満
 - これらの従業員およびインド居住者に関連する人件費が、総人件費の50%未満

【図表】居住者と非居住者の課税対象所得の範囲

	インドで受領したもしくは受領したとみなされる所得、またはインドで発生したもしくは発生したとみなされる所得	インド国外で発生した所得
居住者	課税対象	課税対象
非居住者	課税対象	対象外

³ 源泉所得とは①関連会社からの物品等の購入または物品等の販売取引から生じる収益、および②ロイヤリティー、配当、売却益、利息または賃貸による収入をいう。ただし、銀行や公的金融機関の事業を営む会社の場合には利息による収入は源泉所得とは考えられない。

- ② 会社の経営陣⁴およびそれらを補助する従業員が所在する、または他のどの拠点よりも多く所在する場所は、会社の「本社」と考えられる。なお、会社の本社が従業員の過半数が所在する場所または取締役が通常会議を開催する場所であるとは限らない。

なお、最終的な判断は複数の要素を包括的に勘案して決定されるため、上述の条件のみで実質的な経営の場所がインドに存在する、または存在しないと判断されるわけではないことに留意されたい。ただし、今回の改正はインドにおいて実質的に支配および管理が行われているにも関わらず、インド国外に収益をためておくために存在する会社に対して課税することを目的としており、外国企業に対して単にインドに恒久的施設が存在するからといって、その全世界の所得を課税しようとするものではないと考えられている。

⁴ 会社の経営陣とは、会社の重要な戦略や方針を構築し、その戦略の導入および実行を指揮する責任を通常有する者をいい、代表取締役、最高経営責任者、財務担当取締役、最高財務責任者、最高執行責任者または各部門の責任者が含まれる。



SCS



**CORPORATE CATALYST
INDIA PVT LTD**
(In Joint Venture with SCS Global)
www.cci.in



石倉 瞬 (いしくら しゅん)

日本国公認会計士
 エス・シー・エス国際会計事務所
 Corporate Catalyst (India)
 Deputy Manager

大手監査法人に7年間勤務。その間、大手資産運用会社の投資信託やアジア規模の不動産ファンドの監査に従事。日本の会計基準のみならず、米国会計基準や国際会計基準にも精通している。2014年1月よりニューデリーに駐在し、現地日系企業に対する会計・税務・法務・労務関連のアドバイザリーサービスや、新規進出企業への投資アドバイスを行う。



【China】解説・中国ビジネス法務 第26回

民事執行における財産調査の最新状況

～最高人民法院の新司法解釈を中心に～

本間 隆浩 森・濱田松本法律事務所

一. はじめに

中国において債権者が裁判により確定判決を得たにもかかわらず、債務者の財産を把握することができず、強制執行による債権の回収を実現できない執行難の問題は、日本と同様またはそれ以上に深刻な問題として存在してきた。

近年では、中国政府も執行難の問題の解決に積極的に取り組み始めており、2016年4月には、最高人民法院より、債務者の財産調査制度の強化や財産隠匿に対する罰則の強化等の執行難解決のための各種施策を積極的に推進する基本方針が公表された¹。

このような中で、最高人民法院は今年1月25日、執行難の主要な原因である被執行人の財産調査の困難性を改善するための各種施策を盛り込んだ司法解釈である、「民事執行における財産調査に関する若干問題についての規定」²(以下「新司法解釈」)を公布し、5月1日から施行された。

¹ 『二、三年での執行難問題の基本的解決』の徹底実施に関する業務大綱(原文「关于落实“用两到三年时间基本解决执行难问题”的工作纲要」)

² 「最高人民法院关于民事执行中财产调查若干问题的规定」

本稿では、新司法解釈の内容を紹介しつつ、民事執行における債務者の財産調査の最新の状況を概観していきたい。

二. 新司法解釈の内容

新司法解釈では、民事執行手続きにおける債務者の財産の調査に関し、①執行を申し立てた債権者が債務者の財産の手掛りを提供し、②債務者が自らの財産に関する報告を行い、③人民法院が必要に応じて権限に基づき調査を行うという、各当事者の役割分担を明確にした上で(第1条)、債権者による債務者の財産調査に限界があることを踏まえ、債務者による財産報告制度を厳格化するとともに、人民法院による財産調査制度の整備・充実化を行っている。

1. 人民法院による財産調査制度の整備・充実化

まず、新司法解釈において最も注目すべき点は、(1)インターネット情報検索システムによる財産調査、(2)会計監査による財産調査、(3)懸賞公告による財産調査——の各調査方法の導入・制度化を主な内容とする、人民法院による財産調査制度の整備・充実化である³。

³ 人民法院によるその他の財産調査制度として、北京市等の一部地域の人民法院において実務上実施されている

(1) インターネット情報検索システムによる財産調査

新司法解釈では、民事執行手続きにおいて、人民法院が、インターネット情報検索システムにより債務者の財産調査を行うべきことが明記された(第1条)。インターネット情報検索システムとは、具体的には、人民法院による債務者の財産調査の実効化⁴を目的として14年11月から運用が開始された「ネットワーク執行調査監視システム」(原文「网络执行查控系统」)を指している。この「ネットワーク執行調査監視システム」では、中国人民銀行、国家工商行政管理総局、証券業监督管理委员会、公安部、交通部、国土資源部等の関係機関が有する個人の財産情報に人民法院がアクセスできるようになっており、例えば、全国の銀行の預金口座の状況や、株式等の有価証券の状況、自動車の登録情報等を調査し、さらには、銀行預金等についてオンラインによる執行も行うことが可能となっている。

「調査令」が存在する。具体的には、執行段階において、人民法院が、債権者の申請を受けて債務者の財産の調査を目的とする「調査令」を発行し、当該「調査令」に基づき債権者自らが銀行等の金融機関に情報提供を要請するものであるが、関係法令上の明確な根拠規定は存在せず、銀行等の金融機関の協力が得られない場合がある等の問題が存在する。

⁴ 民事訴訟法上は、従来より人民法院による債務者の財産調査権限が認められており、執行申立を受けた債務者が確定判決に定める義務を履行しない場合、①人民法院は金融機関等に対して債務者の預金、債券、株券、基金持分等の財産状況を調査し、質問する権限を有し(同法第242条)、さらに、②債務者が財産を隠匿した場合には、人民法院は捜査令状を発行して債務者およびその住所又は財産の隠匿地に対して捜査を行う権限を有するとされている(同法第248条)。しかし、具体的な調査方法が確立されておらず、金融機関や他の政府部門等との連携が十分ではない等の原因で、人民法院による財産調査が十分に機能しない場合も多かった。

既に、「ネットワーク執行調査監視システム」の活用により債務者の預金口座や所有自動車等を探し出して執行に成功した事例が各地で報告されているが⁵、民事執行手続きにおける具体的な位置づけ・運用方法等はこれまで必ずしも明確になっていなかった。新司法解釈が、民事執行手続きにおいて人民法院が「ネットワーク執行調査監視システム」による財産調査を行うべきことを明確にし、人民法院による原則的な財産調査方法として位置付けたことは大きな意義を有すると言える。

「ネットワーク執行調査監視システム」は、アクセス可能な情報が限定されている等、現時点では未完成な部分も存在する。しかしながら、新司法解釈による制度化を受けて、システムの整備と運用実務の確立が今後いっそう進むことが予想される⁶。

(2) 会計監査による財産調査

また、新司法解釈は、会計監査による財産調査、すなわち、人民法院が委託した会計監査機構による財産調査の制度を導入した。具体的には、債権者は、執行申し立てを受けた債務者が、財産報告の拒絶、虚偽報告、財産の隠蔽もしくは移転等を通じて義務の履行を回避し、または、債

⁵ 最高人民法院執行局長の記者会見における説明によれば、「ネットワーク執行調査監視システム」は、既に3,400行以上の銀行および関係機関との連携により14種類・16項目の情報が調査可能となっており、2017年2月末までに、同システムを用いて975万件の調査が行われ、752万円を凍結し、1,427万台の車両、133億株以上の証券、12.6万艘の船舶、2.37億元のインターネット銀行口座の調査が行われたとされている。

(http://www.legaldaily.com.cn/index/content/2017-03/11/content_7048505.htm?node=20908)

⁶ 上記一の最高人民法院の基本方針では、16年4月から2~3年以内の完成目標が掲げられている。

務者の株主・出資者が虚偽の出資や出資金の不正引出し等を行ったと判断する場合、人民法院に対して会計監査機構による債務者に対する会計監査の実施を申請できるとされた(第 17 条)。そして、人民法院が会計監査による財産調査の実施を決定した場合、人民法院が選定・委託した会計監査機構が、債務者から会計帳簿や帳票等の関係資料の提供を受けて会計監査を行うこととなる(第 18 条)。また、会計監査による財産調査の実効性を確保するため、債務者が関係資料の提供を拒絶し、または、隠蔽・偽造・改ざん等により会計監査を妨害した場合には、人民法院が債務者またはその主要責任者および直接責任者に対して、罰金および拘留の処罰を科すことができるとされている(第 19 条)。

会計監査機構による財産調査については、実務上は従来から行われており、会計監査の手法により債務者の財産の精査を行うことにより、会計帳簿の粉飾等による財産の隠匿、例えば、架空の取引による関係者への財産の移転の発見等において効果を挙げているものである。新司法解釈において、具体的な手続きや債務者の協力義務等が定められ、法令上の制度として明確化されたことにより、今後はより積極的に活用されることが期待される。

(3) 懸賞公告による財産調査

さらに、新司法解釈は、懸賞公告による財産調査の制度も導入している。具体的には、債権者は、債務者の財産調査のため、人民法院に対して、懸賞金の額および算定方法等の条件を示して、債務者の財産情報の提供に関する懸賞公告の実施を申請できるとされた(第 21 条)。そして、人

民法院が懸賞公告の実施を決定した場合、「全国人民法院執行懸賞公告プラットフォーム」⁷、人民法院の微博、WeChat の媒体または債務者の住所等において、財産情報の提供に関する懸賞公告が行われ、情報提供者が、人民法院の把握していない財産情報を提供し、かつ、それにより執行申立人の債権の全部または一部の回収が実現した場合、当該情報提供者に対して執行申立人の負担により、懸賞金が支払われることとなる(第 22 条、第 24 条)。

懸賞公告による財産調査についても、会計監査による財産調査と同じく、実務上は従来から行われており、債権者が独自に懸賞公告を行って、債務者の関係者等に広く情報を募ることにより、債権者や人民法院の知り得ない債務者の財産に関する情報を入手して、執行を実現するのに効果を挙げている。懸賞公告による財産調査については、経済的利益を見返りに債務者の関係者等に情報提供を求めるものであり、債務者に心理的な圧力を掛ける効果もある一方で、その適切性については一部で議論も存在した。

新司法解釈において、懸賞公告による財産調査について、その具体的な手続きや要件等が明確化され、人民法院が関与する法律上の制度として新たに位置づけられたことにより、今後の適切かつ積極的な活用に繋がることが期待される。

2. 被執行人の財産報告義務の厳格化

民事訴訟法上、民事執行の申し立てを受けた債務者は、執行申立の通知に従って債務の返済

⁷ 原文は「全国法院执行悬赏公告平台」。当該プラットフォームは現時点ではまだ開設されていない。

を履行しない場合、当該時点および通知受領以前の1年間の財産状況を報告しなければならないとされている(同法第241条)。しかし、この債務者による財産報告義務については、できる限り執行を逃れたい債務者が不十分な報告しか行わず、または虚偽の報告を行う等、これまで必ずしも十分に機能しているとは言えない状況が存在した。

新司法解釈では、かかる財産報告義務の実効性を強化するため、まず、①人民法院による財産報告命令の手続き、②財産報告を行うべき内容および範囲、補充報告および調査確認等の手続きを明確化している(第4条以下)。具体的には、①人民法院は、債権者の申請または人民法院の職権により、債務者に対して財産報告命令を行うことができるとされ、また、②財産報告の内容として、(i)収入、銀行預金、現金、投資商品、有価証券、不動産、車両・機械設備・商品・原材料等の動産、債権、株式・投資権益等の各財産(第三者に対して賃貸・担保権等の権利負担をした財産や第三者が占有者または登記名義人となっている財産を含む)の状況、並びに、(ii)過去1年間の財産の譲渡や賃貸・担保設定等による変動状況の報告を要し、さらに、(iii)債権者の債権の回収実現に影響する財産状況の変動が生じた場合には10日以内に補充報告を行うことが要求されている。

さらに、③財産報告の拒絶や虚偽報告、報告期限の徒過といった義務違反に対する罰則について、従来の債務者またはその法定代理人に対する罰金および拘留に加え、当該行為が犯罪を構成する場合に刑事責任を追及し、また、信用失

墜被執行人名簿⁸に追加するとして厳格化することにより(第9条、第10条)、債務者による財産報告義務の履行を促すことで、財産報告制度の実効性の確保が図られている。

三. 当事者による財産調査

上記二で説明したとおり、人民法院による財産調査制度については、新司法解釈により一定程度整備が進んだと言える。しかしながら、これらの調査制度は、あくまでも確定判決取得後の民事執行段階での利用が前提とされており、訴訟提起前の財産保全の段階ではその利用に制約が存する⁹。また、実務上は、できるだけ早い段階で債務者の財産状況を把握した上で、債権回収のための戦略を立てる必要がある。そのため、当事者自身による財産調査についても、引き続き重要である。

この点、中国での実務上は、調査会社に依頼する対応も比較的多く採られるところではあるが、近年は政府のウェブサイト等における各種財産に

⁸ 履行能力を有しながら執行妨害等の不正な手段で債務の履行を免れようとした者に対し、人民法院が名簿に掲載し各種媒体等で公表することにより信用上の懲罰を与える制度。

⁹ 財産保全の段階については、民事訴訟法の規定上は、人民法院による債務者の財産調査に関する明文規定は存在せず、人民法院の司法解釈において、財産保全を講じる方法および措置は執行手続きの関連規定に従うと概括的に定めるのみであり、実務上も、財産保全の段階で人民法院が執行段階と同様の財産調査を行うか否かは、地方ごとに取り扱いが異なっていた。もともと、16年12月から、財産保全の段階においても、当事者の書面申請により、人民法院がその裁量で、「ネットワーク執行調査監視システム」を使用して財産調査を行うことが可能とされた(「人民法院による財産保全事件の処理における若干問題に関する規定」第11条)。現段階では当該申請手続きの詳細は明らかではないが、今後は財産保全の段階においても、「ネットワーク執行調査監視システム」その他の人民法院による執行段階の財産調査制度が積極的に活用されることが期待される。

関する情報の開示制度の整備が進められており、これらの制度を活用することにより、以前よりも効率的かつ確実に債務者の財産に関する情報を調査することが可能となっている。したがって、調査会社への依頼前に、まずはこれらの方法による調査を行うことは検討に値すると考えられる。以下、財産の項目ごとに簡単に説明する。

1. 不動産

中国では全国統一の不動産登記制度の整備が進められ、16 年後半ごろから各地で順次実施されている。ただし、従来は不動産の状況や権利者情報といった基本情報については、誰でも照会可能な地方も多かったのに対し、新制度の下では、基本情報であっても、不動産取引、相続、訴訟等に関わる利害関係人等に照会権者が限定される等、かえって照会が難しくなっている面も存在する。

なお、土地権利については、国土資源部のウェブサイト¹⁰において、一定の大企業による土地権利の購入状況の検索が可能であるが、すべての企業が網羅されているわけではなく、また、最近の情報は必ずしも反映されていないという制約が存在する。

2. 持分・株式

工商行政管理総局のウェブサイト¹¹により、各会社の出資者・株主の持分・株式の保有状況お

よび当該持分・株式への担保の設定状況の調査が可能となっている¹²。

3. 知的財産権

特許権(発明特許権、実用新案特許権、意匠特許権)、商標権、著作権(コンピューターソフトウェア特許権、作品著作权)のいずれについても、関係当局のウェブサイト等¹³により、債務者の名称を用いて、債務者が保有している知的財産権を検索することが可能となっている。

4. 動産、売掛金等の債権

担保権や信託設定の登記がなされた動産や売掛金等の債権等については、中国人民銀行信用情報収集センターのウェブサイト¹⁴により、債務者の名称を用いて、担保権等の登記状況を検索することが可能であるが、担保権等の登記がなされていない財産については確認することができない状況にある。

¹² また、情報の網羅性・完全性は保証されないが、債務者の名称を用いて、債務者が出資している会社の情報および債務者による持分・株式の保有状況等の情報を検索することが可能な民間事業者による企業情報に関する情報サービス(企查查)(<https://www.qichacha.com/>)等も存在する。

¹³ 特許権: 国家知的財産権局のウェブサイト(中国特許審査情報照会)(<http://cpquery.sipo.gov.cn/>)および專利公報。商標権: 国家工商行政管理総局商標局のウェブサイト(中国商標網)(<http://sbj.saic.gov.cn/sbcx/>)。著作権: 中国版權保護センターのウェブサイト(国家版權登記門戸網)(<http://www.ccopyright.com.cn/>) (※現在システム更新作業中)。

¹⁴ 動産融資統一登記システム(<http://www.zhongdengwang.org.cn/zhongdeng/index.shtml>)。また、国家工商行政管理総局のウェブサイト(国家企業信用情報公示システム、<http://www.gsxt.gov.cn/>)でも、各企業の公示情報として登録された担保権の確認が可能であるが、あくまでも公示情報として登録されたものに限定され網羅性を有するものではない。

¹⁰ 中国土地市場網(<http://landchina.com>)。

¹¹ 国家企業信用情報公示システム(<http://www.gsxt.gov.cn/>)。

5. その他

その他、建設プロジェクトについては、住宅都市農村建設部のウェブサイト¹⁵により、債務者の名称を用いて、債務者が建設者となっている工場、オフィスおよび住宅等の建設プロジェクトの状況を検索することが可能となっている。

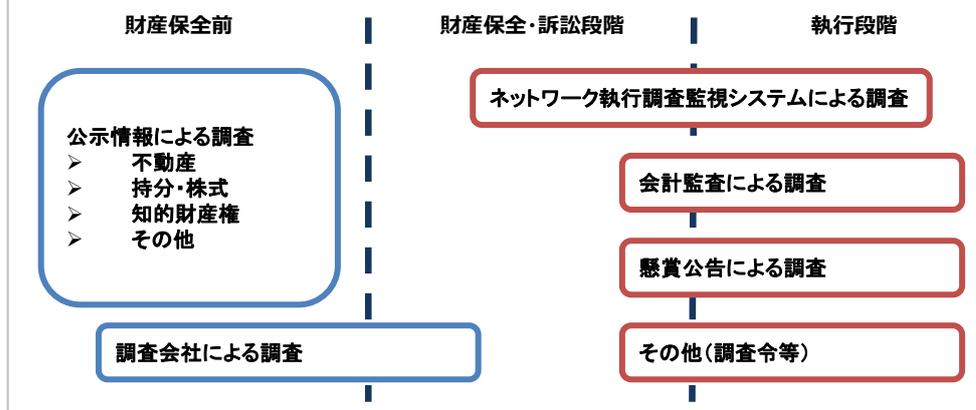
銀行口座については、上記のような公表情報等による調査手段が存在せず、現実的には、取引時の振込口座等の情報を手掛りに調査を行うか、上記の人民法院による財産調査制度を活用するか等の方法を検討せざるを得ないこととなる。

四. まとめ

以上のとおり概観してきた、現在利用可能な債務者の財産調査の方法を整理すると、概要は図のとおりとなり、執行難を解消するための財産調査の選択肢は着実に増えていると言える。

しかし、訴訟提起前の財産保全や、更にそれ以前の段階における財産調査においては、肝心の銀行口座情報の把握が困難であったり、また、仮に執行対象となり得る財産を発見したとしても、執行により債権の回収を達成するためには、まだ一部で残ると言われる地方保護主義の影響や、土地所有権等の不動産における執行手続きの複

【図】債務者の財産調査の方法



雑さ等の問題があり、債権回収の実現はなお容易ではない。

したがって、万が一の場合の対応として、これらの財産調査制度の存在を念頭に置きつつも、取引相手方の信用調査および与信管理の徹底や、担保の取得等の事前のリスク管理・対策の実施が、引き続き最も重要と言えよう。



森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

本間 隆浩

(ほんま たかひろ)

森・濱田松本法律事務所

弁護士(日本・ニューヨーク州)

2007年に森・濱田松本法律事務所に入所し、企業買収、組織再編、JV等のM&A取引や企業買収防衛その他会社法関連業務を中心に扱う。コロンビア大学ロースクールにおいてM&A関連法制に加えて中国投資実務を学び、Weil, Gotshal & Manges法律事務所では複数の国際カルテル案件を担当した後、14年より森・濱田松本法律事務所上海オフィスにおいて執務し、対中投資、コンプライアンス、労働問題、紛争解決等の中国関連業務を幅広く取り扱っている。

¹⁵ 全国建築市場管理監督公共サービスプラットフォーム (<http://jzsc.mohurd.gov.cn/asite/jsbpp/index>)。



【China】

企業簡易抹消登記改革に関する 分析

潘立冬、盧碩、向菲 協力弁護士グループ

国家工商行政管理総局は2016年12月、商業制度改革をさらに深化させ、市場主体の撤退にかかる規制を整備するため、各地域の簡易抹消登記実践経験を踏まえて、「企業の簡易抹消登記改革の全面的な推進に関する指導意見」（工商企注字[2016]253号、以下「指導意見」）を公布しました。当該指導意見は17年3月1日より施行され、全国で企業簡易抹消登記改革が全面的に展開されています。

目下、中国で主流となっている外資系企業の撤退方法は、持分譲渡、一般企業清算、国内企業移転および企業合併などがあります。持分譲渡は企業抹消登記手続きをする必要がありませんが、その他の方法で合法的に撤退する場合、企業抹消登記のプロセスが欠かせません。ただし、外資系企業にかかる従前の一般抹消登記手順は比較的複雑かつ、時間もかかり、市場撤退効率も低いと言えます。かかる中、17年3月に企業簡易抹消登記改革が全面的に実施されたことは、企業の中国市場からの撤退に一つの解決策を提供していると言えます。本稿では、企業の一般抹消登記手順の概要、簡易抹消登記制度の主な内容、改革のポイントおよび主要な意義など、いくつかの面から解説します。

一、一般抹消登記手順の概要

外資企業の一般抹消登記手順は、①会社解散/終了、②清算組による清算、③抹消登記——の3段階に分けられます。そのうち、①会社解散/終了の事前申請に関しては、16年末の登録制度の実施により次のように重大な変革が生じています。すなわち、解散する企業が申請資料を提出して商務部門がそれを審査・許可する形から、現在は直接、ネット・システムにオンラインで電子資料を提出して登録を行う形に変更されています。これにより、当該プロセスの所要時間は大幅に短縮されています。

次に、②清算組による清算の手順は、清算会社の資産、債権債務関係の整理、企業従業員の契約・安置問題の処理、清算実施案の作成を第三者である弁護士事務所等に依頼する委任状、清算報告書作成など一連の複雑な実務が発生するため、抹消登記手順においてかなり時間がかかります。また、最後の③抹消登記の手順は、各企業関連の政府機関（例えば、税務機関、税関、外貨管理局、公安局など）および口座開設銀行へ、抹消登記にあたり提出する必要資料の準備およびそれぞれの機関まで送付することなどに膨大な時間と相応のコストがかかります。次頁表1は外資系企業の一般抹消登記手順です。

【表1】外資系企業の一般抹消登記手順

企業解散/ 終止	企業の権力機関による解散の決議	外資系企業は株主会/董事会による解散決議を行い、決議を表明して通過させる
	オンラインにて登記変更の登録資料提出	外資系企業の株主会/董事会が決議を下した後、30 日以内に指定の代表または委任した代理人は外商投資総合管理の応用システムにてオンライン登記変更登録の電子資料を提出する。
	商務主管部門が控えを発行・渡す	商務主管部門が関連資料を受領した後、3 営業日以内に資料照合、審査、登録を完了させる。 外資系企業は商務主管部門から「外商投資企業登記変更登録控え」を受領する。
清算組による 清算	清算組の設立	外資系企業は登録完了日より15日以内に清算組を設立する。清算組メンバーが選定された後に、工商行政主管部門にて清算組および責任者名簿の登録を申請する。
	通知および公告	清算組は成立日より10日以内に債権者に書面にて通知し、60日以内に新聞紙面にて公告する。債権者は通知書を受領した日より30日以内に債権申告を行う。通知を受領していない場合、新聞紙の公告日より45日以内に債権を申告する。
	清算案を作成・実施	清算案を作成し会社の権力機関に報告して承認を受ける。 [清算組の職能] <ul style="list-style-type: none"> 会社財産を整理し、貸借対照表及び財産明細表を作成する。 清算に関連する会社の未完了業務を処理する。 未納付税金を清算・納付し、企業所得税を申告する。債権、債務を整理する。 債務弁済後の剰余財産を処理する。会社を代表して民事訴訟活動に参加する。
	清算報告書を提出	清算完了後、清算組が清算報告書を作成し、会社権力機関に提出して書面による承認を受ける。
抹消登記	関連部門の抹消登記手続きを実施	企業が主管税務機関、税関外貨主管部門に抹消登記手順を行う。主な提出資料は次の通り: 株主会/董事会決議、清算報告書、税金納付済証明、税務登記証、税関登記証、組織コード証、印章、印鑑など。
	会社の抹消登記手続きを実施	前述の抹消登記手続きを完了後、関連の証明資料を取得し、工商管理部門にて抹消登記手続きを行う。審査・認可機関による承認・回答、株主会/董事会決議、清算報告書、抹消登記証明、営業許可証などの資料を提出する。

二、簡易抹消登記制の主要内容

簡易抹消登記制度の核心は、企業の撤退にかかる期間を短縮し、企業の撤退コストを引き下げ、登記登録の効率を引き上げることです。「指導意見」によりますと、有限責任会社、非会社企業法人、個人独資企業およびパートナーシップ企業のいずれかに該当し、かつ営業許可証を受領した

後に経営活動を展開していない、または抹消登記申請前に債権債務が発生していない、もしくは債権債務清算が完了した場合のいずれかに該当した場合は、国家企業信用情報公示システム(以下「公示システム」)を通じ、自主的に社会に情報公告を公表することが可能です。公告期間内に異義が提出されていない企業につき、登記機関

【表2】企業簡易抹消登記制度の具体的事項

登記機関	企業登記機関(各地方工商局)
申請主体	有限責任会社、非会社企業法人、個人独資企業、パートナーシップ企業
申請条件	抹消登記を申請する前に債権債務が発生していない、または既に債権債務の清算を完了している場合
簡易抹消プロセスを適用されない企業	国家が参入許可特別管理措置を実施する規定に該当する外商投資企業、企業経営異常名簿または嚴重違法・信用喪失企業名簿に掲載された企業、持分(投資権益)の凍結、質入または動産抵当等の状況が存在する企業、立案調査があり、または行政強制、司法協力を採用され、行政処罰を与えられる等の状況が存在する企業、企業所属の非法人分支機構が抹消登記を行っていない企業、簡易抹消登記手順が終了させられた企業、法律・行政法規または国务院による決定によって抹消登記前に許可が必要だと定められている企業、その他の企業
所要期間	事前に公示システムにおける「簡易抹消登記公告」の専門欄を通じて、自主的に社会に簡易抹消登記申請および全体投資者による承諾書など情報公告を発表する。公告期間 45 日満了後、30 日以内に企業登記機関に簡易抹消登記申請を提出する
提出書類	企業簡易抹消登記申請書、指定代表者または共同に委任した代理人への委任状、全投資者による承諾書、営業許可証の正本および副本、非会社企業法人による企業法人印章(印章が回収された場合、収納完了証明を提出)
所要時間	3 営業日内
通知書受領	公告期間内に異義を申し立てられていない企業につき、登記機関は 3 営業日内に簡易抹消登記手順許可の決定を下し、「簡易抹消登記承認通知書」を発行する
その他の特別説明	強制清算企業は人民法院が発行した強制清算裁定書、破産企業は人民法院が発行した破産裁定書を企業の元の登記機関に提出し、簡易抹消登記をすることができる

は3営業日以内に法に従い簡易抹消登記を許可します。表2は企業簡易抹消登記制度の具体的事項です。

三、改革のポイントおよび主要意義

「指導意見」の登場は簡便で高効率な企業抹消登記手順きに道を開いており、以前の一般企業抹消登記手順と比べ、申請手順は大幅に簡素化され、提出資料も減少されています。プロセスの面から見れば、まず、企業は従前の新聞紙公告に代わり、公示システムでの公告発表が実施できます。また、登記機関は、企業が自ら抹消登記手順を行うことに代わり、公示システムを通じて、企業が簡易抹消登記手順を申請するための関連情報を同級税務機関、人力資源社会保障ならびに同級商務主管部門(外資系企業に関連する場

合)へ送ります。すなわち、企業は各政府機関の窓口へ行き、抹消登記を行う必要がなくなります。また、企業が簡易抹消登記を選べる場合、登記機関に清算組および責任者の情報を登録する必要がなくなります。提出する資料の面から見れば、簡易抹消登記手順に必要な資料は、前述二の一覧表に挙げられた部分のみが必要であるため、一般手順で要求されている清算報告書、株主会/董事会決議、税金納付完了証明、公告掲載用の新聞サンプルなどの資料は別途準備する必要がなくなります。

まとめますと、企業簡易抹消登記の実施は、企業撤退コストの引き下げ、撤退手順の簡素化に重要な意義があると言えます。これまでに中国で実施した商事制度改革は、基本的に企業の参入

規制緩和に着目する傾向にあり、市場を主体とした成長の促進に関して、企業の市場からの撤退の複雑さや低効率性を重視してこなかった側面があります。従って、企業簡易抹消登記改革は、登記手順の改善や登記資料の簡素化を通じて、本当に撤退ニーズがある、債務関係が明確である企業が速やかに、簡素に市場を撤退し、新たな資源整合の可能性を与えようとしています。なお、撤退にかかる利便性の高さは、外資系企業にとっては、時間、労働力、コストを節約することができる一方、中国市場に継続的に展開しようとする場合、「速やかに撤退——新たに整合——再度市場参入」というルートが開拓されたことになり、投資の方向性の転換、追加投資を促進する積極的な情報と言えるでしょう。

四、まとめ

「指導意見」の登場は、中国における企業の撤退制度において重要な改革であり、制度の改革は国内・外資系企業に速やかな撤退ルートを広げ、企業に利便性を供与するだけでなく、市場環境を優良化することや、市場の流動性と活力を保つことに有利であると言えます。

注意していただきたいのは、登記機関は企業が提出した簡易抹消登記の資料を形式的に審査するだけであって、企業は提出資料の真実性に責任を負わなければなりません。簡易抹消登記では、事実を隠しているか、虚言を弄した場合、登記機関は法に従って抹消登記を取り消すことができ、著しい違法行為により信用を失墜した企業のリストに載せ、公示システムを通じて社会に公示するなど懲戒を下すことができます。

 協力律師事務所 CO-EFFORT LAW FIRM LLP		
<p>潘 立冬 パートナー弁護士 ニューヨーク州弁護士</p> 	<p>盧 碩 実習弁護士</p> 	<p>向 菲 実習弁護士</p> 
<p>中山大法学部大学院指導教官 広州仲裁委仲裁員 中山大大学院法学研究科修了、米セントルイス ワシントン大ロースクール修了、1998年中国にて 弁護士登録、2004年米ニューヨーク州弁護士資 格取得。会社法、企業の合併・清算、労働法、不動 産業務、知的財産保護、保険法、商法、海商仲裁 及び訴訟等の分野で、豊富な経験を有する。</p>	<p>長沙理工大学管理学部卒、 中山大学法学修士。弁護士 資格、証券従事資格を有し、 北京語、広東語及び英語可。 会社法、労働法、契約法等の 分野で経験を有する。</p>	<p>四川大学外国語学部卒業、 日本文学修士。2015年国家 司法試験に合格。外商投資、 契約法、会社法、労働法、破 産・清算などの分野で経験を 有する。</p>



【Hong Kong】

香港私的有限会社の閉鎖オプション ～会社秘書役の観点からの考察～

フランシス・チャン、福嶋 美咲 TMF Hong Kong

香港私的有限会社(以下、「香港法人」)は以下いずれかの方法にて閉鎖が可能となります。

- 株主による任意清算 (Members' Voluntary Liquidation: MVL)～準拠法: the Companies (Winding Up and Miscellaneous Provisions) Ordinance (Cap 32)
- 登記抹消申請 (De-registration)～準拠法: 会社法(Cap 622)第 750 条

登記抹消の方が手続きがシンプルで費用が安く、かつ所要期間も短いと一般的に思われがちですが、当該認識が常に当てはまるのか否かについて、考察していきます。

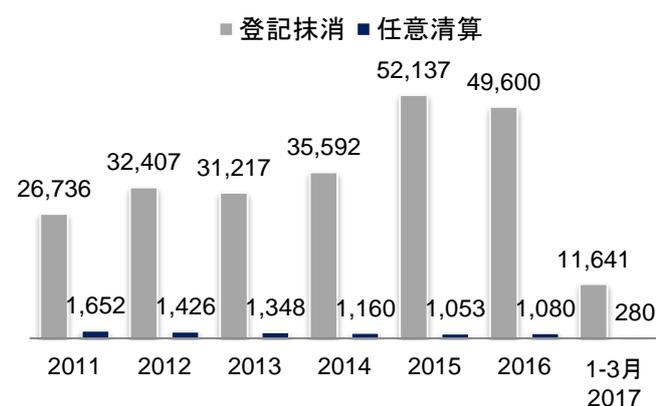
統計

香港会社登記所によると、過去の登記抹消件数は、株主による任意清算(MVL)の件数をはるかに上回っています。図表1は法人閉鎖件数のうち、登記抹消と MVL のそれぞれの件数を表したものとなります。

登記抹消申請

申請に際して、香港法人は以下の条件をすべて満たす必要があります。

図表1: 香港法人の閉鎖件数



(出所) 香港会社登記所統計を基に TMF 香港作成

- すべての株主の同意取得
- 一度も事業活動を開始したことがないか、事業停止から3カ月以上経過
- 負債ゼロ
- いかなる訴訟手続きにも関与していない
- 香港内で不動産を有していない(会社が持株会社の場合は、その子会社レベルでも香港内に不動産を有していない)
- 香港税務当局からの登記抹消申請についての確認書取得

大まかな手続きの流れは次頁図表2の通りです。

株主による任意清算(MVL)

MVL は支払能力のある会社の閉鎖方法となります。これは会社の純資産がプラスの状態にあり、会社の債務を(現在・未来、確定・不確定いずれも)全

額処理できることを意味します。香港法人の MVL による閉鎖は取締役によって提起され、株主による特別決議により承認されます。

大まかな手続の流れは図表3の通りです。

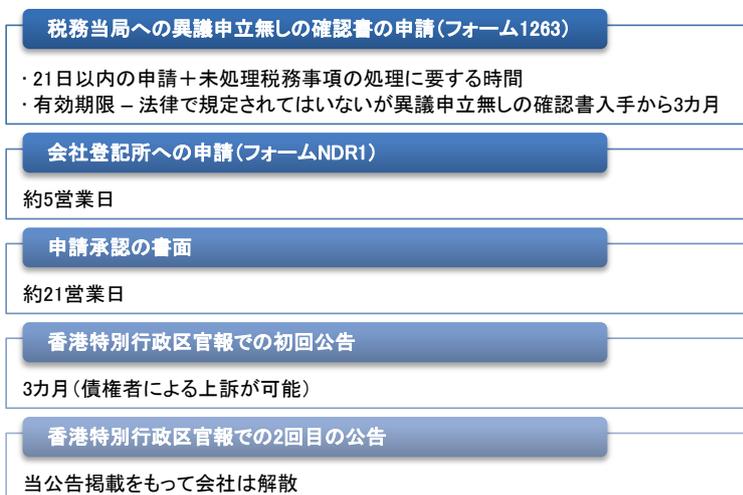
登記抹消か MVL か？

登記抹消・MVL ともに有利・不利な点があるため、最適な方法は個々の状況により異なります。

香港法人を閉鎖する方法として、登記抹消は MVL に比べてより簡素で費用が安くすむように見受けられがちです。ただし、香港法人が一度も事業活動を開始したことがないか、事業停止から3カ月以上経過していない限り、登記抹消の申請が出来ず、また登記抹消申請の前にバランス・シートを債務ゼロの状態に「クリーン・アップする」ことが必要となります。香港法人閉鎖時点での残留資産は所有者無しとみなされ、香港政府の収入となるため、残留資産を「クリーン・アップする」にあたり、注意が必要となります。

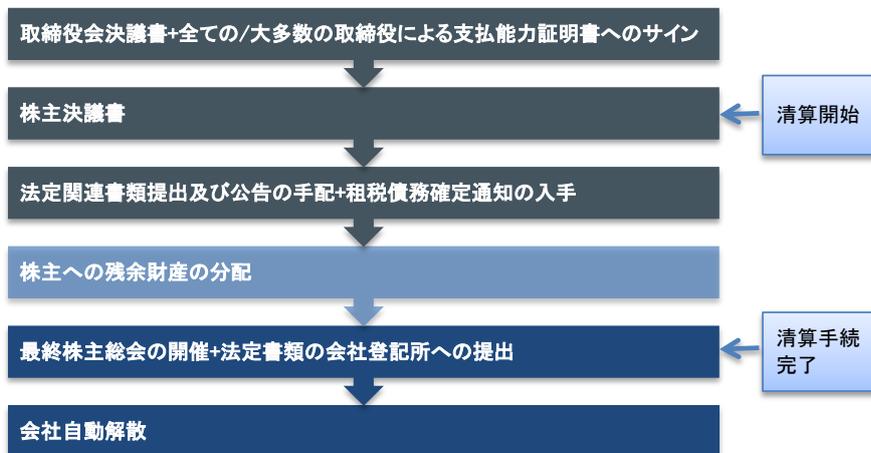
また登記抹消では、会社法(Cap 622)で規定されている手続きを経て減資をする必要があることから、香港法人の払込資本金の株主への返却は出来ません。香港法人は正式に登記抹消されるまで、定時株主総会開催やアニュアル・リターンの会社登記所への提出等、すべての法定要項を遵守する必要があります。

図表2: 登記抹消申請の大まかな手続の流れ



(出所)TMF 香港

図表3: 株主による任意清算の大まかな手続きの流れ



注: 上記は清算手続きが1年以内に完了する前提で作成しています。

(出所)TMF 香港

さらに登記抹消の懸念点としては、登記抹消後も20年間は不服当事者が裁判所に会社の登記を戻すよう訴えを起こすことが可能な点が挙げられます。また、登記抹消申請の関係者で、故意にあるいはむやみに、偽のあるいは誤解させる情報を具体的な事項で会社登記所登記官に与えた場合は、

以下いずれかの罪に問われることとなります。

- a) 罰金 30 万香港ドルおよび禁固2年間
- b) レベル6(現在 10 万香港ドル)の罰金および禁固6カ月

香港法人が不要となる場合は、時間と費用の観点から、減資手配後に登記抹消を申請するよりも、MVL による閉鎖の方がより効率的となります。

MVL は登記抹消に比べ費用がかさみますが、一般的に明瞭な方法と認識されています。怠惰や詐欺行為が無い限り、債権者が所定期間外および清算完了後に清算人に訴えても、何も得ることが出来ません。

また、MVL よりも登記抹消がより迅速との誤解があります。予測不能な複雑な事項が発生しない限り、MVL・登記抹消いずれの閉鎖方法も、完了までに要する時間はほぼ同じ(通常6~9カ月)となります。租税債務確定通知(タックス・クリアランス)入手を除いて、MVL での清算プロセスのほとんどは清算人のコントロール下となることから、必要であれば

手続きを早めることが可能となります。登記抹消の場合は、手続きに要する時間のほとんどは税務当局および会社登記所での申請の審査承認に費やされます。登記抹消のプロセス完了までに親会社側の期限があった場合でも、手続きを早める余地はあまりありません。

結論

香港法人の閉鎖を考慮するにおいて、費用は重要ですが、唯一の決定的な要因というわけではありません。

本稿が登記抹消および MVL についての理解を深め、また個別の事情に最適なオプションを適時に選択する一助となりましたら幸いです。何か疑問点等ある場合には、香港法人の閉鎖に関するアクションを採る前に、専門家にアドバイスを仰ぐことをお勧めいたします。



フランシス・チャン
ディレクター
会社秘書役部門代表

TMF
GROUP

Global reach
Local knowledge



福嶋 美咲
(ふくしま・みさき)

コーポレート・ガバナンスでの広範囲な実務経験を有し、ローカル・多国籍クライアントに対して香港やその他地域での会社設立、プロジェクト・コーディネイト、再構築、管理等のサービスに従事。会社秘書役分野担当前は、KPMG 香港にて債務超過分野を9年間担当。香港税務当局ユーザー委員会のメンバー等、各種役職を兼任する。2015年3月まで香港会社登記所顧客連絡会のメンバーを6年間務めた。

ベトナム及び香港にて日系繊維商社で欧米向け輸出事業に携わった後、2010年からKCS 香港(現・TMF 香港)にて日系企業の香港現地法人設立、香港就労ビザ申請、設立後の記帳代行・秘書役業務・ペイロールなどの運営支援、香港撤退の際の清算業務に従事。



【アジア経済情報】

台湾

いったんは景気減速も、17年半ばから回復へ

伊藤 信悟 みずほ総合研究所

実質GDP成長率は低下も、景気の実態は良好

2016年4Q(10~12月期)の実質GDP成長率は前期比年率+1.8%と、前期(同+4.0%)から低下した(図表1)。しかし、表面上の数字よりも景気の実態は良好であったと評価できる。

第一に、財貨・サービス輸出が一段と加速した(4Qは前期比年率+16.9%、前期は同+13.2%、図表2)。中国企業のスマートフォン増産の動きなどにより、IT関連の中間財輸出が好調さを保っただけでなく、中国での生産・在庫調整の進展を背景に鉄鋼、化学品の輸出が大きく伸びた。

第二に、総資本形成(総固定資本形成+在庫品増減)が前期比年率+8.9%と、前期(同+10.0%)同様、高めの伸びを維持した。その主因は、半導体メーカーによる先端設備導入の持続、航空機の調達増だとみられる。

第三に、個人消費が前期比年率+1.9%と、2四半期連続で緩やかに持ち直した(前期は同+1.2%)。減税措置を追い風とする乗用車販売の加速が個人消費の持ち直しに寄与した。

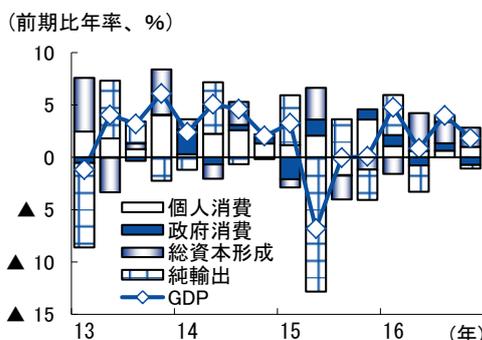
輸入が大きく加速

輸出や投資の活発化を背景に、財貨・サービス輸入が大きく伸びを高め、前期の前期比年率+15.2%から同+21.7%に加速した(図表2)。それが4Qの実質GDP成長率を押し下げる要因となった。

足元の経済指標は旧正月休暇の前年とのズレが理由で評価が難しいが、概ね拡大基調を維持しているもようだ。17年1月の製造業PMIは53.4と7カ月ぶりの低さだが、50を上回る推移を続けている。

世界的な株高傾向や台湾IT産業の好業績期待を背景に、台湾の株価(加権指数)は16年末以降、上昇基調をたどった(次頁図表3)。ただし、17年2年半ば以降は上値の重い展開となっている

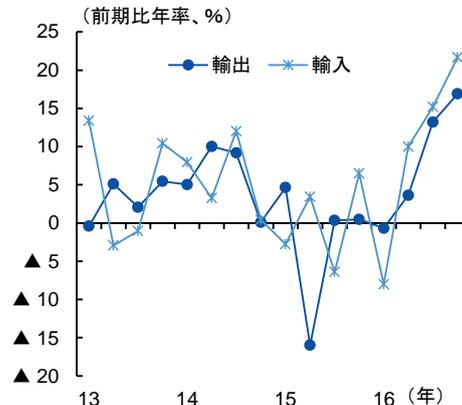
図表1 実質GDP成長率



(注) 寄与度はみずほ総合研究所推計。統計上の不突合があるため、項目の合計とGDPは一致しない。

(資料) 台湾行政院主計総処より、みずほ総合研究所作成

図表2 実質財貨・サービス輸出入額



(資料) 台湾行政院主計総処より、みずほ総合研究所作成

る。台湾ドルの対米ドルレートは、17年入り後、上昇傾向にある。外国人投資家の台湾株買い、トランプ政権による米ドル高けん制の動きが台湾ドル高の主因だと推察される。

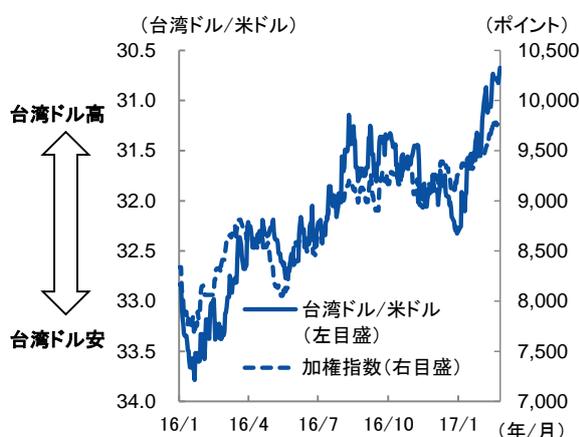
17年前半の景気はいったん弱含むも、年央から再び加速、18年も緩やかな回復基調が持続

17年前半はいったん景気回復のペースが落ちると考えられる。中国スマートフォンメーカーによる在庫復元の一服、スマートフォンのモデルチェンジ前の買い控えの動きが広がり、輸出の伸びが鈍化すると予想されるからだ。しかし、これらの要素が弱まる17年央からは、再び輸出主導で経済は回復の勢いを取り戻すだろう。ただし、17年は内需が幾分弱含む見込みだ。第一に、総資本

形成の伸びが16年よりも弱まるだろう。主要IT企業の設備投資計画が16年と比べて保守的なことがその主因だ。第二に、個人消費も若干弱含むだろう。自動車減税が2年目を迎え、その効果が逡減することなどが想定されるためである。

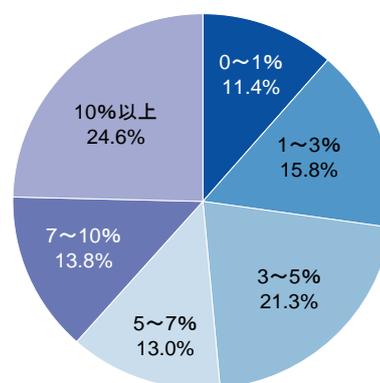
18年も輸出主導の緩やかな景気回復基調が続くだろう。世界経済の持ち直しが期待できるためである。一方、内需については、輸出回復という好材料はあるも、16年に積極的な設備投資や乗用車購入が行われた影響が残ることなどから、力強い回復までは期待しにくいと考えられる。以上から、17年の実質GDP成長率は前年比+2.3%、18年は同+2.6%と予測する。

図表3 為替レート・株価指数



(注)直近は2月24日。
(資料)Bloombergより、みずほ総合研究所作成

図表4 労基法改正による人件費増加率



(注)2017年1月20~26日実施のアンケート調査。
(資料)中華民国全国工業総会・全国商業総会「一例一休対産業影響問巻調査結果」2017年2月19日より、みずほ総合研究所作成

【注目点:労働基準法改正に対する財界の強い不満】

2016年12月6日、労働基準法改正案が立法院(国会に相当)で可決され、同月23日より施行が始まった。改正の柱は、①法定休日(原則出勤命令不可の日)、所定休日(労使合意に基づき勤務可能な休日)を7日間のうち各1日付与する形での週休2日制の導入、②所定休日出勤時の手当増額、③インターバル制導入(退社から出社まで11時間以上空ける)などだが、それに対して財界が強い不満を表明している。台湾の主要経済団体が実施したアンケート調査によると、今回の改正で人件費が3%以上増加するとの回答率が全体の72.7%に達しており(図表4)、46.3%の企業が人件費の増加を受けて値上げすると回答している。また、アルバイト・派遣人材の活用、営業時間・労働時間の短縮により人件費を抑える企業も少なくなく(回答率はそれぞれ19.0%、16.5%)、求人求職サイト運営会社のアンケート調査では30.4%の回答者が給与が減ったと回答している。それゆえ、法改正に対して不満を持っている労働者も少なくないもようだ。今回の労働基準法の改正が今後インフレや雇用・所得、消費マインドにどの程度の影響を与えるのか、注視する必要があるだろう。

Back Issues

2016年10月発行 第56号

台湾新政権下における中台関係と経済の行方(前編)～ヒマワリ運動から蔡新政権成立まで～

- ・中国の AEO 制度とその活用
- ・India: インドの税制 [60]インドにおける LLP 制度
- ・Malaysia: マレーシア新会社法の概要
- ・Vietnam: ベトナム刑法および刑事訴訟の改正動向
- ・Vietnam: ベトナムにおける持分譲渡にかかる資本譲渡税
- ・Hong Kong: 金融口座に関する自動的情報交換(AEOI)制度の導入
- ・China: 法定発効要件の欠如による無効契約～4つの事例から～

2016年11月発行 第57号

- ・サプライサイド構造改革のめざす先 ～「13次5カ年」期の中国産業政策～
- ・台湾新政権下における中台関係と経済の行方(後編)～蔡新政権の経済政策を展望する～
- ・新税制導入後の中国における越境 EC の動向
- ・Philippines: フィリピンでの会社清算
- ・Vietnam: ベトナムの PE 課税の現状と将来への対策
- ・India: インドビジネス最新情報 [22] 企業の社会的責任(CSR)に関する開示事例の検討
- ・Taiwan: 台湾の留保金課税のケース・スタディーによる解説
- ・China: 企業移転における主な留意点～企業の不動産資産の法的保護を中心に～
- ・China: 企業間での貸付行為の効力問題

2016年12月発行 第58号

- ・サプライサイド構造改革のめざす先 ～「13次5カ年」期の中国産業政策～
- ・中国のドローン産業と日系参入のアプローチ
- ・香港統括会社の現状と CTC への対応～在香港日系統括会社調査より～
- ・華南における工場移転にかかる実務上の留意点
- ・India: インドの税制 [61] インド物品・サービス税(GST)の最新動向～そのインパクトと企業の対応～
- ・Indonesia: インドネシア税務調査
- ・Cambodia: カンボジア税務調査の最新トレンドと対策
- ・Taiwan: 台湾の法定休日
- ・China: 解説・中国ビジネス法務 [24] 「外商投資企業に対する届出管理実施後の関連登記登録業務の遂行に関する通知」の解説と企業の留意点

2017年1/2月発行 第59号

- ・2016年下期為替市場の回顧と17年上期の見通し～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～
- ・香港の賃金動向～2016年の回顧と17年の展望～
- ・Vietnam: ロイヤルティに関する税務上の留意点
- ・Vietnam: 投資法の改正案

- ・India: インドビジネス最新情報 [23]均等化税の概要
- ・Indonesia: インドネシア会社法上の「買収」手続き
- ・Malaysia: 2017年度マレーシア予算案における税制改正
- China: 非居住企業による中国法人持分の譲渡取引の要点

2017年3月発行 第60号

- ・中国での外国人就業許可にかかる最新政策と留意点
- ・“一帯一路”構想を支える国際金融機関～IFFO にみる外資参入のチャンス～
- ・Thailand: タイ法人の撤退・清算時における実務上のポイント
- ・Vietnam: ベトナム税務最前線～税法改正と税務調査のトレンド～
- ・India: インドの税制 [62] 2017年度インド予算案における税制改正概要
- ・China: 解説・中国ビジネス法務 [25] インターネット安全法の解説と実務への影響
- ・China: 中国での会計と IFRS の動向～収益認識基準について～
- ・Hong Kong: 香港における BEPS への対応に関する公開草案の概要

2017年4月発行 第61号

- ・【みずほ銀行(中国)深圳支店30周年記念】深圳市30年の軌跡と奇跡～世界の工場から紅いシリコンバレーへ～
- ・企業取引におけるサプライチェーンファイナンスの活用
- ・Vietnam: 移転価格の新政令
- ・India: インドビジネス最新情報 [24] インド・シンガポール租税条約の改正
- ・Singapore: 2017年シンガポール予算案～税制改正を中心に～
- ・China: 海外 NGO の中国国内活動にかかる管理法
- ・China: 中国税関実務～輸入申告価格の設定～
- ・Hong Kong: 香港における事業譲渡
- ・Hong Kong: 香港法人の資本再構築

2017年5月発行 第62号

- ・中国自動車産業の新常態
- ・【みずほ銀行バンコック支店プノンペン出張所開設記念】成長期を迎えるカンボジア
- ・India: インドの税制 [63] インド物品・サービス税(GST)導入を機会としたサプライチェーン改革の動向
- ・Vietnam: ベトナム不動産制度の概要
- ・Malaysia: マレーシア新外国為替管理規制
- ・Philippines: 日比租税条約の適用
- ・China: 中国民法総則の要点解説
- ・China: 中国現地法人運営の留意点
- ・Taiwan: 統一発票の実務上の留意点

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

みずほ銀行 香港営業第一部

中国アセアン・リサーチアドバイザー課

TEL (852) 2102-5486

国際戦略情報部（日本）

TEL (03) 6838-1291

産業調査部アジア室（在シンガポール）

TEL (65) 6416-0344

One MIZUHO
Building the future with you

免責事項

1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。